

第15回西和賀町議会定例会

令和3年9月8日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第15回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会では、昨年度に続き、9月定例会をリンドウ議会としてJA花巻西和賀花卉生産組合のご協力をいただき、町の特産品でありますリンドウの花を議場内に飾らせていただいておりますので、お知らせいたします。

また、今議会におきましても新型コロナウイルス感染症防止対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、早川久衛君、10番、淀川豊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から9月17日までの10日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月17日までの10日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。6月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御

覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より例月出納検査の報告を受理しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は3件であります。請願・陳情第18号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議をした結果、参考配付とすることにいたしました。

また、請願・陳情第19号 旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための請願書、請願・陳情第20号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める請願の2件であります。会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、眞壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼農業委員会事務局長、泉川道浩。林業振興課長、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高

橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものがあります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあつた者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長　令和3年9月定例議会、今日から10日間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま議長のほうから報告ございましたように、9月定例会はリンドウ議会でございます。町内の花卉生産者によりまして、このように議場を爽やかに飾っていただいたことに感謝を申し上げ、また生産努力に対してみんなで評価し、応援していきたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私のほうから行政報告を3件申し上げたいと思います。

最初に、除雪作業中の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。本年2月3日、西和賀町沢内字太田地内で、除雪作業中に除雪車が後退した際、後方確認不足により電柱に接触したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分をいたしました。

事故に伴う町の損害賠償金額は37万1,280円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、不注意、確認不足等であることから、注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、有限会社小専商店様から、今後のまちづくりに役立てていただきたいということで

100万円の寄附の申出があり、ありがたくこの寄附をいただいておりますことを報告いたします。いただいた寄附は、今後の町の施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告します。ワクチン集団接種については、5月16日から65歳以上の希望者を対象に実施、8月1日からは64歳以下の希望者を対象に実施し、8月29日には集団接種を希望される方全てのワクチン接種を終了しております。8月末時点で、町民の約85%の方が2回目のワクチン接種を終えている状況にあります。

ワクチン集団接種の実施に当たっては、町内の医療機関の医師や看護師、スタッフ、歯科医師、薬剤師等の皆様にご協力いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、町内の医療機関で実施するワクチン接種については、各医療機関との協議が調い、1回目の接種を8月25日から9月15日までの期間に実施することとし、進めております。

また、町民の皆様には、日頃から感染対策の実施や慎重かつ冷静な行動を心がけていただいていることに感謝申し上げます。

全国各地で新型コロナウイルス新規感染者が過去最多を連日確認される状況にありましたが、8月下旬から首都圏を中心に減少の動きが見られてきております。しかしながら、依然として重症者数や死亡者数も増加しており、公衆衛生体制や医療提供体制が全国各地で非常に厳しい状況が継続しております。

岩手県では、感染者が急速に拡大していることを踏まえ、8月12日付で岩手緊急事態宣言を発し、さらに8月30日からは盛岡市全域を対象とした県独自の飲食店等に対する営業時間短縮の要請の取組をしております。

町では、県による岩手緊急事態宣言を受け、町長メッセージとして、感染予防対策の取組についてのご協力を町民の皆様をお願いしてきたところであります。

引き続きのご協力をお願い申し上げまして、私から以上行政報告3件であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和2年度町立西和賀さうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上認定議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和2年度一般会計、6特別会計及び2事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて、議会の認定に付するものであります。

令和2年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計を除いて、形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、

水道事業会計を除く一般会計及び6特別会計の歳入決算額の合計は110億8,586万7,506円、歳出決算額の合計は106億3,367万9,975円となり、差引き残額は4億5,218万7,531円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億3,037万5,982円、支出総額は9億9,075万180円で、収入支出差引額は6,037万4,198円の赤字となり、資本的収支では収入総額、支出総額ともに7,629万6,375円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が1億9,809万7,857円、支出総額は4億1,290万6,083円で、収入支出差引額は2億1,480万8,226円の赤字となり、資本的収支では収入総額が3億1,403万7,352円、支出総額は3億2,342万860円で、収入支出差引額は938万3,508円の赤字となっております。

なお、決算の概要については、会計管理者、病院事務長、上下水道課長から説明いたしますので、ご審議の上は原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者。

会計管理者 おはようございます。それでは、認定に付しております認定第1号から認定第7号までは私のほうからご説明申し上げます。

最初に、各会計の決算状況についてご説明いたします。決算書307ページを御覧ください。一般会計は、歳入総額が83億1,728万225円、歳出総額が79億6,631万7,049円、歳入歳出差引額である形式収支は3億5,096万3,176円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の継続費通次繰越額779万3,000円、繰越明許費繰越額7,553万1,000円、合計8,332万4,000円を除いた実質収支額は2億6,763万9,176円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億3,339万613円、歳出総額が5億8,698万9,857円で、4,640万756円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が8,905万1,400円、歳出総額が8,903万9,262円で、1万2,138円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が14億6,863万7,939円、歳出総額が14億3,482万9,554円で、3,380万8,385円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総額は1,139万9,637円、歳出総額が1,111万2,724円で、28万6,913円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計は、歳入総額が4億1,849万9,581円、歳出総額が4億403万3,511円で、1,446万6,070円の黒字決算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,706万9,316円、歳出総額が5,466万871円で、240万8,445円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が9,053万8,795円、歳出総額が8,669万7,147円で、384万1,648円の黒字決算となっております。

続きまして、決算附属資料2ページを御覧ください。通次繰越しは一般会計で1事業、繰越額1億6,732万5,000円、繰越明許費は一般会計で26事業、繰越額7億9,756万1,000円となっております。

3ページの(2)の実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた(F)欄の単年度収支は4,012万2,000円の黒字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額から赤字要素の基金積立金取崩し額を除いた(J)欄の実質単年度収支は8,259万5,000円の赤字となっております。

同じページ3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも1.7ポイント減少し、86.1%となっており、これは地方交付税が増えたことに伴い、減少に転じたものでございます。

続いて、一般会計において歳入決算の状況に

ついてご説明申し上げます。決算附属資料6ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する収入済額の収納率は91.3%で、調定額に対する収納率は99.5%となっております。

次に、不納欠損と収入未済の状況について申し上げます。決算書の9ページ、10ページを御覧ください。1款の町税では143万9,135円の不納欠損処理をしております。内訳は、1項の町民税が3万9,935円、2項の固定資産税が138万9,200円、3項の軽自動車税が1万円となっております。また、1款の町税全体における収入未済額は3,647万3,423円で、固定資産税が97.22%を占めている状況にあります。

17ページ、18ページを御覧ください。14款の分担金及び負担金では、農業費分担金の奥羽南部区域広域農業開発事業分担金33万2,379円が収入未済となっております。

次に、19ページ、20ページを御覧ください。15款の使用料及び手数料では、総務管理費使用料、情報通信基盤施設宅内設備使用料38万8,200円、同じく下段の住宅費使用料590万900円が収入未済となっております。

39ページ、40ページを御覧ください。22款4項の雑入の収入未済額11万679円の内訳は、堆肥の水分調整に係る副資材費相当額の8万3,079円と空き家等適正管理即時執行費用納付金2万7,600円が収入未済となっております。

次に、歳出決算の状況についてご説明申し上げます。決算附属資料の10ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は87.5%となっておりますが、参考までに翌年度繰越額の9億6,488万6,000円を除いた執行率は97.8%になり、翌年度繰越額のある款ごとに翌年度繰越額を除いた執行率は、総務費97.7%、民生費98.1%、衛生費97.8%、農林水産業費、商工費が98%、土木費96.5%、消防費99.7%、教育費93.9%、災害復旧費99.9%となっております。

決算附属資料の16ページ、17ページを御覧く

ださい。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の決算額を記載しております。主なものを説明いたします。1 地方税の決算額増減率は0.7%減、金額で338万6,000円の減額、12 地方交付税では交付税算入のある公債費の増等により、決算額増減率は3.5%の増、金額で1億3,506万5,000円の増額、17 国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策関連事業等により、増減率で137.3%の増、金額で7億1,168万5,000円の増額となっております。また、20 寄附金においては、ふるさと納税による一般寄附で、増減率は26.6%減、金額で7,111万5,000円の減額となっております。24 地方債では、市町村合併特例事業債、緊急自然災害防止対策事業債等により、増減率で17.6%増、金額で1億1,910万円の増額となっております。

決算附属資料22ページ、23ページを御覧ください。性質別経費の状況について、令和2年度と令和元年度を比較し、増減率の大きいものとして、5 補助費等は率で72.8%増、11 投資的経費、(1)、普通建設事業費のうち単独事業費は122.5%増、(2)の災害復旧事業費は70.5%の減となっております。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、歳出の性質別前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料の14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は99.5%で、予算総額に対する収納率は100.3%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は93.4%となっております。

次に、不納欠損と収入未済の状況についてですが、決算書188ページを御覧ください。国民健康保険税で285万224円が収入未済となり、13万7,279円を不納欠損処理しております。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料の14ページのと

おり、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は97.4%、予算総額に対する支出済額の執行率は97.4%となっております。

次に、収入未済の状況についてですが、決算書の214ページを御覧ください。医療保険料で11万2,300円が収入未済となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。保険事業勘定では、決算附属資料14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は99.4%、予算総額に対する支出済額の執行率は97.1%となっております。

収入未済の状況については、決算書226ページを御覧ください。保険料で53万7,100円が収入未済となっております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、決算附属資料14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は98%、予算総額に対する支出済額の執行率は95.6%となっております。

次に、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%、予算総額に対する収納率は101.1%、予算総額に対する支出済額の執行率は97.6%となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料15ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は100.2%、予算総額に対する支出済額の執行率は96%となっております。

次に、温泉事業特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料15ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は100.1%、予算総額に対する支出済額の執行率は95.9%となっております。

続いて、決算附属資料24、25ページを御覧ください。地方債の現在高の状況についてですが、令和2年度一般会計における発行総額は7億9,480万円となっており、年度末現在高は76億1,618万2,000円と、令和元年度末現在高と比較しますと1億4,982万8,000円増加しているところであります。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。同じく特別会計の地方債現在高の状況については、全体で1億6,250万円の発行額となり、年度末現在高は78億5,151万1,000円と、前年度比で3億5,802万4,000円の減額となっております。

決算書309ページを御覧ください。財産に関する調書を御覧ください。令和2年度の土地及び建物の増減についてですが、行政財産（その他の施設）の1,420平米の増は、町道下の沢線道路改良事業に伴い、新たに用地取得したものです。

312ページの債権の増額3,300万円は、西和賀町森林組合の貸付金100万円と医師養成修学資金貸付金2,440万円、湯田牛乳公社の貸付金1,000万円の返還により、合わせて3,540万円減額となっておりますが、医療従事者就学資金貸付金として240万円増額となったことによるものです。

314ページは、基金の状況について記載しておりますが、前年度と比較し、基金全体で6,827万6,000円減額となっております。

以上で決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたる決算の状況につきましては審査の過程において各課長等からご説明を申し上げます。ご審議の上は、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。私からは、ただいま上程されました認定第8号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度の入院患者数は延べ9,386人、前年

比にしますと1.3%の減、1日平均25.7人、前年比0.3%の減、病床稼働率64.3%、前年比0.7%の減となり、平成30年度に20年ぶりに到達した年間の延べ入院患者数1万人台を2年連続で割り込むこととなりました。

外来診療につきましては、専門外来を含め、前年度までの診療科を維持することができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医科の延べ患者数は2万1,345人、前年比で5.6%の減、歯科につきましては6,351人、前年比16.7%の減となり、医科、歯科を合わせた外来患者数全体では2,525人の減少となりました。

それでは、決算書の内容についてご説明いたします。決算書の1ページと2ページをお開きください。収益的収支におきましては、収入の当初予算額9億1,907万7,000円に2,095万3,000円の増額補正を行い、収入予算の総額9億4,003万円に対し、965万円余り少ない9億3,037万5,982円の決算となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額9億9,947万7,000円に2,407万6,000円の増額補正を行い、収支予算総額を10億2,355万3,000円に予定したものです。これに対し、決算額は9億9,075万180円で、3,280万2,820円の不用額となっているものでございます。

なお、本収支差引きではマイナス6,037万4,198円の単年度純損失を計上することとなりましたけれども、当初予算で見込んでいた損失額は8,040万円でありましたので、この比較からすると2,000万円余りの収支改善となっております。

次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収支の状況を申し上げますと、収入、支出とも当初予算額の6,332万9,000円に3,076万1,000円の増額補正を行い、予算総額を9,409万円といたしました。これに対し、決算額は収支、支出とも7,629万6,375円となりましたが、予算及び決算額との差額については、6月議会で報告させていただきました令和3年度の繰越し分

1,779万2,000円となります。

収入明細につきましては、15ページ、16ページをお開きください。地方債、他会計出資金、他会計負担金、県補助金及び国庫補助金のとおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページをお開きください。第1項建設改良費における第1目設備費では、生化学自動分析装置、PCR検査機器、PHRシステム機器などの設備更新を行っております。

また、第2目リース資産購入費は前年度から133万円ほど減少して233万6,954円となり、第3目施設設備費では簡易陰圧装置設置工事を行っており、企業債償還金を含めた資本的支出総額は7,629万6,375円の決算額となっております。

なお、企業債償還金の内訳につきましては、後ほどで結構ですので、33ページ、34ページの企業債明細書をご確認いただきたいと思っております。

続きまして、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でございますけれども、医業損失3億5,922万6,506円に対し、他会計補助金2億3,000万円の繰入れなどを行いましたけれども、当年度純損失6,037万4,198円を計上することとなりました。これに前年度繰越欠損金7億345万4,047円を加えた7億6,382万8,245円が当年度未処理欠損金でございます。

7ページ、8ページの貸借対照表にあります流動資産と流動負債の関係ですけれども、いわゆる流動比率でありますけれども、当院の年度末現在の流動比率は401.9%となっており、一般的に理想とされます200%以上をクリアしており、この点においてはなお健全であるものと認識をしているところでございます。

9ページ、10ページの業務報告書につきましては、これまで、またこれからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を

掲載しております。

13ページ、14ページの建設改良事業につきましては、先ほどご説明申し上げました資本的収支に係る設備費及び施設整備費の詳細を掲載してございます。

次に、患者動向などをはかる業務量の実績について、19ページを御覧ください。①のところですが、施設利用者数は、すなわち延べ患者数であります。入院で123人、医科外来で1,255人、歯科外来も1,270人、いずれも前年度を下回る結果となりました。

②の病床利用状況では、目標としている病床利用率70%を下回る結果となっております。当院のようないわゆる地域病院では、70%という数字が一つの目安とされていることから、適正なベッドコントロールを行いながら、病床利用率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

これら患者動向の詳しい内容につきましては、これも後ほど、別冊附属資料の業務報告書を参照していただきたいと思っております。

次に、20ページですけれども、(2)の事業収入に関する事項でございますが、医業収益における入院収益は、対前年比で6,047万5,034円の増額となる2億9,739万747円となりました。病床数40床のうち、地域包括ケア病床を26床導入したことによる成果であります。外来収益は、対前年比748万円余り減の2億3,803万1,210円、その他医業収益も286万円余り減の6,810万858円でしたが、医業収益全体では前年度を5,000万円余り下回る6億352万2,815円となりました。

医業外収益においては、不採算部分を一般会計からの補助金に依存する形で他会計補助金として2億3,000万円を繰入れしております。また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却額を収益計上できる長期前受金戻入は7,347万5,652円を計上しております。ただし、これにつきましては現金を伴わない見かけ上の

収益ということになります。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項です。事業費用の総額は9億8,888万9,965円で、対前年比2,900万円余りの増となりました。

医業費用は9億6,274万9,321円で、うち給与費は前年を2,149万円余り上回る5億4,032万9,853円、材料費も前年を37万円余り上回る7,266万7,900円、経費は県派遣医師の負担金などで、前年から1,411万円余り増の2億966万9,890円でした。

次に、減価償却費ですが、新病院移転時に整備した医療機器等の償却がほぼ終わったことなどで、前年から1,077万6,000円余りの減となる1億1,681万8,616円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,131万3,370円となっております。

これらの詳細につきましては、決算書の23ページから30ページにかけて明細書がございますので、後ほど御覧になっていただきたいと思っております。

次に、31ページ、32ページをお開きください。固定資産明細書の(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。減価償却累計額の欄を御覧ください。資本的支出で整備した当年度増加額が1億1,681万8,616円に対しまして、除却による当年度減少額1,133万7,889円により、有形固定資産の年度末償却未済額は19億608万2,163円となりました。これが7ページに掲載しております貸借対照表、有形固定資産合計と一致いたしますので、後ほどご確認ください。

次に、35ページを御覧ください。(1)、未収金でございますが、医業未収金1億2,259万2,151円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものとなります。医業外未収金1億3,832万4,052円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものであります。その他未収金につきましても同様でございます。

下の段になります。(2)、未払い金につきましては、薬品、診療材料、賃金の医業未払い金3,056万9,792円、消費税等の医業外未払い金49万3,207円、その他未払い金13万5,377円はリース資産購入費に係るものでございます。

以上をもちまして病院事業の決算概要の説明を終わりますが、詳細につきましては審査時においてご説明申し上げますので、ご審議の上は原案のとおり認定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいま上程になりました認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

水道事業は、言うまでもなく地域の住民サービスを担う事業であると同時に、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要不可欠となっております。そのため、国では人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進してきました。このため、本町でも国の動向に歩調を合わせ、従来あった沢内簡易水道と湯田簡易水道をそれぞれ廃止し、平成30年3月に西和賀町水道事業として新たに認可を取得し、同時に平成30年度から公営企業会計に移行し、事業の見える化を進め、町民の皆さんに給水サービスを行ってきているところです。

それでは、決算の内容についてご説明します。決算報告書の1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出については、収入は当初予算額1億9,878万8,000円から185万5,000円の減額補正を行い、予算総額を1億9,693万3,000円としておりましたが、決算額は1億9,809万7,857円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額 4 億1,304 万 9,000 円に 455 万 2,000 円の増額補正を行い、予算総額を 4 億1,760 万 1,000 円としておりましたが、決算額は 4 億1,290 万 6,083 円となり、469 万 4,917 円の不用額が生じました。

3 ページと 4 ページをお開きください。資本的収入及び支出については、収入、支出とも当初予算額の 3 億 622 万円にそれぞれ 845 万 1,000 円の増額補正を行い、収入については総予算額を 3 億1,467 万 1,000 円とし、決算額は 3 億1,403 万 7,352 円となりました。

また、支出については、予算総額を 3 億 4,233 万 3,000 円とし、決算額は 3 億 2,342 万 860 円となり、予算総額から決算額を差し引いた額のうち、1,886 万 8,000 円は令和 3 年度へ繰り越すことから、4 万 4,140 円の不用額が生じたところです。

次に、5 ページをお開きください。損益計算書は、簡単に言えば企業の経営成績を記した書類になりますが、令和 2 年度は 2 億 2,056 万 4,819 円の当年度純損失を計上することとなりました。

次に、18 ページをお開きください。収益費用明細についてですが、収入については、水道事業の本業である収益の主は、水道料金、量水器使用料となる給水収益ですが、当年度は 1 億 1,246 万 8,650 円となりました。

一方、水道事業を行うに当たり、他会計からの繰出金などの営業外収益は 7,298 万 5,742 円となり総額で 1 億 8,556 万 7,592 円の収入となりました。

19 ページから 21 ページは、費用の明細となっておりますが、19 ページですけれども、費用については、水道事業費用のうち、設備等の維持に必要な修繕料、職員給与などの営業費用は 3 億 7,644 万 9,029 円となりました。

なお、減価償却費の詳細については 24 ページ、25 ページに掲載しておりますので、申し添えます。

21 ページをお開きください。続いて、企業債

利息などの営業外費用は 2,730 万 9,137 円となりました。

なお、企業債償還状況等の詳細については、26 ページ以降に掲載しておりますので、申し添えます。

特別損失は、水道料金の債権放棄を行い、237 万 4,245 円を計上しております。

詳細については、別冊の決算附属資料 5 ページに掲載しておりますので、申し添えます。

22 ページと 23 ページをお開きください。資本的収入支出明細についてですが、収入については、事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、一般会計からの出資金などを充当しながら事業を推進しているところです。企業債は 5,010 万円、出資金は 2 億 3,321 万 2,860 円、負担金として 3,072 万 4,492 円、総額で 3 億 1,403 万 7,352 円の収入となりました。

支出については、設備の建設や修繕を行う建設改良費として 8,549 万 7,273 円、企業債の償還金として 2 億 2,937 万 3,860 円、総額で 3 億 1,487 万 1,133 円となりました。

なお、工事等の詳細については 12 ページ、15 ページに掲載しておりますので、申し添えます。

決算状況に関しては以上ですが、5 ページ以降には財務諸表、9 ページ以降は事業報告書、17 ページ以降はその他の資料を掲載しておりますので、申し添えます。

最後に、未納額の状況に関してですが、別冊の決算附属資料 5 ページに掲載しておりますので、そちらをちょっと御覧いただきたいと思います。別冊の決算附属資料 5 ページですけれども、令和 3 年 3 月末時点で 631 万 597 円の未納額となっておりますので、申し添えます。

以上をもちまして、水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては審査時においてご説明申し上げますので、ご審議の上は原案のとおり認定いただきますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで議場の換気を行うため、11時10分まで休憩をします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、監査委員から決算監査について報告を求めます。

高橋代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。高橋です。

よろしくお願いいたします。それでは、私から地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めにより、審査に付されました令和2年度一般会計と特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計決算についての審査結果と併せて、地方自治法第241条第5項に基づく基金の運用状況の結果について申し上げます。

審査に当たっては、常に最少の経費でもって最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿って、収支の均衡あるいは健全な行財政運営という点を念頭に置きながら審査してまいりました。

各会計の歳入歳出決算書及び関係調書が法令、条例等に準拠したもので作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検認するため、関係職員からの聴取、また定期監査及び例月の現金出納検査なども参考にしながら、7月21日から7月30日までの6日間、児玉監査委員とともに審査を行いました。

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法、地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数についても関係諸帳簿、その他証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。また、予算執行及び関連する事務処理も適正に行われているものと認められましたので、まずもってそのことをご報告申し上げます。

決算状況や財務状況などにつきましては、ただいまの会計管理者、病院事務長、上下水道課長からの説明と重複する部分があるかと思いま

すが、ご了承くださいたいと思います。

それでは、決算審査意見書の3ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度における西和賀町一般会計、特別会計の歳入総額は110億8,586万7,000円で、うち一般会計で83億1,728万円、特別会計で27億6,858万7,000円となっております。歳出総額は106億3,367万9,000円で、うち一般会計で79億6,631万7,000円、特別会計で26億6,736万2,000円となっております。これを前年度に比較しますと、歳入総額で11億5,389万2,000円、歳出総額で9億9,920万8,000円と、いずれも増加しております。一般会計の歳入では10億9,917万3,000円、歳出で10億1,529万2,000円と、いずれも増加しております。決算収支では、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億5,218万7,000円の黒字となっております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思いません。一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億5,096万3,000円となっており、前年度に比べ8,388万円増加しております。翌年度に繰り越すべき財源8,332万4,000円を差し引いた実質収支は2億6,763万9,000円の黒字となっております。また、実質単年度収支では基金の取崩しの額も多く、8,259万5,000円の赤字となっております。

7ページを御覧いただきたいと思いません。歳入における財源別の状況では、自主財源は16億1,560万8,000円で、歳入全体の19.4%となり、前年度に比べ5,028万8,000円増加しております。増減の主なものは、繰入金1億7,655万2,000円、諸収入1,100万2,000円で増加しております。寄附金7,111万4,000円、繰越金4,968万4,000円などで減少しております。

一方、依存財源は67億167万1,000円で歳入全体の80.6%となります。前年度に比べ10億4,888万4,000円増加しております。増減の主なものは、国庫支出金6億7,486万7,000円、町債1億1,900万円などで増加しております。自動

車取得税交付金753万2,000円、地方特例交付金485万4,000円などで減少しております。

続いて、9ページを御覧いただきたいと思えます。歳出の目的別分類は、行政目的によってどの分野にどれだけの経費を投入したかを分類したものです。14費目の決算額は79億6,631万7,000円で、前年度に比べ10億1,529万2,000円増加しております。増減の主なもの、民生費5億5,554万9,000円、消防費2億8,004万円などで増加しております。土木費1億2,874万5,000円、災害復旧費6,216万2,000円、衛生費3,316万1,000円などで減少しております。また、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の9費目合わせて9億6,488万6,000円を令和3年度へ繰越ししております。

一般会計歳出全般的には、令和2年度も経費の節減、効率的な事務の執行など、様々な取組が見られ、順調に執行されたものと認められます。引き続き厳正かつ的確な執行に努めていただきたいと思えます。

次に、11ページと12ページを御覧いただきたいと思えます。繰越金と不用額についてですが、年度内に事業を行うのが難しく、翌年度に繰り越した一般会計の繰越明許費は26事業で7億9,756万1,000円、逓次繰越しは1事業で1億6,725万5,000円となっております。不用額は、一般会計で1億7,783万5,000円、特別会計で1億631万8,000円となっております。前年度に比べますと、一般会計で2,660万1,000円、特別会計で5,739万2,000円と、いずれも増加しております。

不用額については、経済的、効率的な執行や経費節減によるもののほか、入札による残金や事業の未執行によるもの、また予算編成後の予見し難い事情の変更によるものなど多様であります。予算編成の際は、決算の実績や正確な事業計画に基づき、必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費節減を意識した適正予算の執

行管理により、限られた財源を有効に活用していただきたいと思えます。

次に、収入未済額についてですが、ページ飛びますが、21ページと22ページを御覧いただきたいと思えます。収入未済額についてですが、町税や使用料などの収納において、令和2年度末の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額の総額は4,710万8,000円となっております。その内訳は、一般会計で4,322万8,000円、特別会計で387万9,000円となっております。収入未済額の総額を前年度に比較しますと、299万2,000円増加しております。

不納欠損額についてです。同じく21ページと23ページ、同じページを御覧いただきたいと思えます。不納欠損額の総額は174万6,000円で、前年度に比較しまして48万8,000円減少しております。町税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徴収権が消滅したものであります。収入未済額の中には、今後不納欠損に結びつきそうなものが若干見られますので、税収入の確保と税負担の公平を図る上からも、効率的で有効な徴収に努めていただきたいと思えます。

次に、基金の運用状況について、26ページを御覧いただきたいと思えます。基金の運用状況につきましては、令和2年度末の基金残高は41億8,315万4,000円で、前年度に比較して4億2,672万4,000円増加しております。審査に付されました各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

続いて、公営企業会計決算意見書を御覧いただきたいと思えます。別つづりになっているはずですが、初めに、水道事業会計ですが、地方公営企業法が適用される水道事業会計に移行して3回目の決算となりました。令和2年度の事業収益は1億8,556万7,000円で、前年度に比べ1,274万減少しております。事業費用は4億

613万2,000円で、前年度に比べ2,935万5,000円、こちらも減少しております。その結果、事業収益から事業費用を差し引いた2億2,056万4,000円当年度純損失となっております。令和2年度末の累積欠損金は6億1,530万4,000円となっております。

令和2年度の未収金が631万円で、前年度に比べ154万円減少しております。債権管理につきましては、これまでの決算審査などで、使用者の死亡、所在不明、破産などの理由により、今後も回収を見込めない債権の対応について検討をいただきたいとしておりました。その結果、本年議会の議決を得て249万8,571円を債権放棄しての決算であり、公営企業会計の資産の健全性の意味合いからも評価したいと思います。

未収金の回収には、常日ごろより鋭意尽力されておりますが、受益者の公正負担の原則や経営の健全性のためにも、引き続き一層の管理回収に万全を期していただきたいと思っております。

水道は、生活のライフラインとして、安全で安心な水を安定供給するためには、水道施設の耐震化や老朽化対策も必須のものであり、災害に対する備えはますます重要度を増しており、その強化が求められております。今後とも、事業執行に当たっては、将来の財政負担の軽減と平準化を図りつつ、安全・強靱・持続を3本柱にした水道事業経営戦略に基づき、持続可能な経営基盤の確立と効率化に向けた施策が着実に推進されることを期待したいと思います。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計ですが、令和2年度の事業収益は9億2,851万5,000円で、前年度に比較して2,025万6,000円増加しております。これに対し、事業費用は9億8,888万9,000円で、前年度に比較して2,929万1,000円、こちらも増加しております。この結果、事業収益から事業費用を差し引いた6,037万4,000円の当年度の純損失となっております。令和2年度末の累積欠損金は7億6,382万8,000円となっております。

令和2年度も決算の黒字に至らなかったものの、町立西和賀さわうち病院改革プランの最重要課題の一つとしてきた地域包括ケア病床の導入を積極的に行った結果、医業収益増収の主要因となり、財政面の改善も図られており、一定の評価をしたいと思います。

国の示した病院改革プランの計画期間は、平成29年から令和2年度末までで、本来であれば2年度末が最終年度となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から、計画期間が延期となっております。今後は、現計画のこれまでの評価を行う一方で、令和3年度につきましては、現計画を延長して対応するとしております。

病院経営をめぐる環境も大きく変化している中で、引き続き収益の確保と経費の適正化を図り、安定した経営基盤の強化を図っていくことが当面の課題と思われれます。今後も町立西和賀さわうち病院の経営理念と経営方針を念頭に、地域医療の充実と高度で良質な医療サービスの提供に努められ、地域住民から信頼される医療拠点としての責務を果たされるよう期待したいと思います。

次に、財政健全化判断比率審査及び公営企業会計資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思っております。別つづりになってございます。このことについては、平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体は財政の健全性を判断するための指標、健全化判断比率及び公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標、資金不足比率について公表することが義務づけられております。よって、本町でもこれらの各指標をホームページ等で公表しております。

財政健全化法による健全化比率の審査結果ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。審査の結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる

事項を記載した書類はいずれも正確に作成されているものと認められました。本町においては赤字が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値は記載されておられません。財政健全化比率について見ると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。国の示す基準から見ると健全な財政の範囲にあると認められますが、今後とも引き続き安定した財政基盤を維持できるよう努めていただきたいと思います。

次に、経営健全化審査の審査結果ですが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。審査結果については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計、病院事業会計の5事業とも資金不足は生じておらず、経営健全化基準から見ても健全な範囲で推移していると認められます。

次に、最初の決算意見書のほうに戻っていただいて、決算意見書の30ページから32ページを御覧いただきたいと思います。審査の過程において、過去に実施した監査などで指摘または検討を要するとしていた事項の措置及び改善状況についても審査を行いました。その結果、一部まだ改善されない事項もありますが、全般的な改善に向け、積極的な取組が見られ、事務の遂行に対する真摯な取組を評価したいと思います。今後さらに検討または改善を要する個別的事項について何点か申し上げたいと思います。

初めに、事務処理ミス時の対応についてですが、事務処理ミス発生時の原因分析及び再発防止に向けた組織的な取組がまだ不十分なものとなっております。町政運営に対する町民からの信頼は、町職員の適切な事務執行の下に成り立っているものと思われま

す。事務処理ミスが発生したときは、それらの原因を分析し、その分析結果に基づき業務改善を図り、再発防止策の実効性を検証し、担当者、また担当課のみの問題とせず、情報を共有し、全庁的に取り組んでいく体制が必要と思われま

す。ご検討いただきたいと思います。

次に、収入未済額の縮減についてですが、収入未済額の縮減は、財政の健全、それから財源確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保から重要な課題と思われま

す。先ほども申し上げましたが、令和2年度の収入未済額は4,710万8,325円で、前年度に比べ299万2,576円増加しております。引き続き収入未済額の縮減に向けた取組を強化し、新たな収入未済額の発生を抑制するなど、より一層の効果的な収納対策を講じていただきたいと思います。

次に、予算の流用についてです。令和2年度も多くの課で予算の流用が見受けられました。令和2年度の一般会計と特別会計を合わせた予算の流用は57件、522万6,000円で、前年度に比べ、件数で18件、金額で168万5,000円増加しております。予算の流用に関しては、地方自治法第220条第2項及び西和賀町財務規則第17条に定められております。予算の流用につきましては、予算の不足を補う例外的な手段であることをこれまでの決算審査などで申し述べてきたところでもございます。流用金額のほとんどは少額で、流用理由よりやむを得ないと思われるものもありましたが、予算編成時において十分調査を行い予算を計上するとともに、予算執行計画の下に適切な執行管理を行う必要があると思われま

す。

次に、長期滞納債権についてですが、滞納状況を見てみますと、同一滞納者で発生から15年以上経過したものが司法上の債権である住宅使用料で562万100円、水道使用料で38万7,424円、公法上の債権となる下水道使用料では30万2,959円と、合計で631万483円計上されてお

ます。いずれの債権も、近年において回収できない状況にあります。引き続き回収に万全を期すとともに、直近の滞納者の状況を十分調査した上で、法令等に基づき適正に対処することを検討していただきたいと思います。

次に、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてですが、平成30年2月、国から第三セクター等の経営健全化方針と経営健全化等に関する指針を策定し公表するよう要請されております。経営健全化方針の策定については、財政リスクが存在する第三セクター等については、抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応などを内容とする経営健全化のための方針を策定し公表することが求められております。これを受けて、町でも相当程度の財政リスクが存在する第三セクターをホームページ等で公表しております。

一方、第三セクター等の経営健全化に関する指針はまだ策定されておきませんが、町の第三セクターを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、町として定期的に第三セクターの役割や現状を検証し、将来負担の軽減に向け、第三セクター存廃も含めた経営健全化に取り組むことが求められていることから、西和賀町の第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の在り方の方向性を示すとともに、行政運営の健全化、効率化を目指し、第三セクター等に関する指針の策定を検討をいただきたいと思います。

次に、随意契約と財産管理体制についてですが、随意契約については、一部事務について改善を要すべき事例が見られたことから、随意契約の適正な事務執行をするために、関係法令や理由の解釈が庁内において統一かつ公平に行えるよう、随意契約ガイドライン策定について検討を求めているものでございます。その結果、令和3年5月に随意契約ガイドライン及びプロポーザル方式等による契約事務運用ガイドラインを策定し、そのガイドラインに基づき職員を

対象に研修し、周知した旨の措置報告がありました。今後は、ガイドラインに沿って適切な契約事務の執行をしていただきたいと思います。

一方、財産管理体制については、財産の管理体制及び財産台帳の記載不備などの事例が見られたことから、指摘し、改善を求めているものです。その結果、財産管理の主管課である総務課において、財産台帳整備の現状、課題の整理及び管理体制等の整備方針を9月めにまとめて、計画的な財産台帳の整備に努める旨の報告がございました。良好な状態で管理できますようお願いしたいと思います。

最後になりますが、内部統制制度についてです。内部統制制度については、平成29年6月の地方自治法の一部改正により、都道府県及び指定都市においては、令和2年4月より内部統制制度の導入が義務づけられておりますが、その他の市町村については努力義務とされました。内部統制制度の導入により、今後地方自治体は、法令等を遵守しつつ、事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められております。本町については努力義務ではありませんが、内部統制ガイドラインの趣旨を踏まえて、市町村の規模や特性に応じて柔軟に対応することが望ましいとされておりますので、内部統制における基本的な考え方を関係部署が連携しながら体制整備に取り組んでいただきたいと思います。

以上、個別的事項を申し上げましたが、ご検討をいただきたいと思います。

結びに、本町を取り巻く環境が大きく変化する中、町の将来像や理念を掲げた第2次総合計画及び行財政運営の在り方などの方向性を示した第3次西和賀町行政改革大綱と中期財政計画などに基づき、長期的な見通しを持って効率的かつ効果的な行財政運営に努め、町政のさらなる発展と町民福祉の向上に鋭意努力されることを望みまして、決算審査報告といたします。ありがとうございました。

議長 以上で決算監査の報告を終わります。

(賛成の声)

続いて、日程第5、決算審査特別委員会設置を議題とします。

議長 ただいまの発言のとおり、委員長には刈田敏君、副委員長には北村嗣雄君を推薦したいということではありますが、そのように決定することにご異議ありませんか。

お諮りいたします。認定第1号から認定第9号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

よって、決算審査特別委員会の委員長には刈田敏君、副委員長には北村嗣雄君が選任されました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うのかお諮りいたします。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

高橋到君。

5番 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思っておりますが、お諮り願います。

委員長 おはようございます。ただいま令和2年度決算審査特別委員会の委員長に選任されました刈田敏です。皆様のご推挙によりまして決算審査特別委員会の委員長という重責をお受けすることになりました。よろしくお願いたします。

(賛成の声)

決算審査には、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、行政効果を評価する極めて重要な役割が求められております。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に活かされるよう努力すべきと示されております。

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

これらのことを踏まえ、決算審査特別委員会がその役割を十分に果たし、与えられた期間内に審査が終了できるよう、円滑かつ効率的な運営を心がけていきたいと思っておりますので、各委員並びに町当局のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、委員長就任の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

副委員長 副委員長に選任されました北村嗣雄でございます。委員長を補佐し、決算審査特別委員会が適正、円滑に進行されますよう努めます。よろしくお願いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるか、ご発言をいただきます。

高橋到君。

5番 委員長には刈田敏君、副委員長には北村嗣雄君を推薦したいと思います。お諮り願います。

議長 正副委員長は自席にお戻りください。

ここで昼食のため1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

登壇順1番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 皆さんこんにちは。第15回西和賀町議定会定例会、一般質問、1番の最初に質問させていただくことになりました北村嗣雄でございます。よろしく願いいたします。普通であれば午前中、お一方、質問時間いただくわけですが、今回は午後3名が予定されております。私もふだんの質問を反省しながら、簡潔な質問でスピード感を持って質問させていただきます。よろしく願いいたします。

私の一般質問は3件でございますが、質問に入る前に、先ほど町長のほうからも挨拶の中にありましたが、長期化する新型コロナウイルスの状況についてですが、長期間にわたるコロナウイルスの、この現状に当たって、なかなか県内においても終息が見られない現状にある中で、当西和賀町においては、8月をもって全希望者の第2回目のワクチン接種が終了したことは、大変住民の生活、あるいはそれぞれコロナに対する接種、予防に大変なご尽力なりご苦労をされたなという、私一人として感じております。関係者含め医療関係者の皆さん、そして町当局の関わった職員、町長はじめ、大変心から感謝を申し上げます。

町長が毎回申し上げられているように、自ら

防止対策を講じて、今後さらなるコロナ対策に邁進して、住民一体となって取り組んでいかなければならないものと感じております。

それでは、質問事項に入らせていただきます。今後のまちづくり構想についてであります。先般細井町長はマスコミの取材に対し、町が様々な課題を抱える中、これから4年間のまちづくりを訴えたいと述べられ、報道されました。私は、細井町長は引き続き今後4年間の町政のかじ取りを目指す決意と認識するところであります。

細井町長は、2009年、平成21年から、これまで3期にわたり、合併後のまちづくりから多くの課題を抱え、これに奮闘され、ご尽力されてまいりました。特にも町と村が一体となった中で、住民の意識改革、あるいは様々な行政の取次ぎやらで、本当にご苦労されたものと思えます。

こうした経験を踏まえ、細井町長は、今回新たに4期目を目指す決意と推察いたします。これからのまちづくりについて、細井町長はどのような構想を描き決意をされたのか、まず最初にお伺いします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの北村議員さんの質問に答弁してまいりたいと思えます。

これまで3期12年にわたり町政を担わせていただきました。町村合併で誕生した西和賀町は、隣接する他の自治体と全く環境の違いを持つ特異性のある地域であります。ここに住んでいる我々が一体となり、この地域性を生かし、産業振興を図り、住民福祉の向上に尽くすことが使命と認識してきたところであります。

高度成長は過去のものとなり、高齢化と人口減少が大きな社会問題となっている現在、このことを克服する工夫やすり抜ける手だてを考え、安心、安全な暮らしのできる町実現を最重要課題と捉え、11月の町長選挙への立候補を決意いたしました。

これからのまちづくりについてお尋ねでございますが、住民が安心して暮らしていける町となるために、1、必要な社会資本の整備を早急に進めること。最優先課題は、国道107号の通行再開、なめとこラインの開通と通年通行と認識しております。

2、住民の健康づくりについて、引き続き運動と食事にこだわり、介護予防に取り組み、各種の負担軽減につなげます。

3、農業と観光を主体とした産業振興については、町内での生産、消費体制を進め、6次産業の高度化に対応し、来町者を増やし、所得向上を図ります。

4、ふるさと愛を育む教育や地域活動で、生まれ育った地域への感謝の心を持つ人を育て、ふるさとへの絆を深めます。

5、集落支援センターの活動で、住民の暮らしの応援を広げます。人口減少や豪雪地帯の暮らしの課題解決に、地区集会所6か所に集落支援センターを設置し、集落支援員を配置します。

また、これまで個々に配分していた交付金を一括交付金として制度化し、行政と自治組織の関係を明確にして、地域の工夫で日々の暮らしが少しでも楽になることを目指し、行政と地域が協働できる仕組みを進めてまいりたいと決意しています。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今まで取り組んできた町長の課題の取組、そして完成した事業、それからまたこれから町長の決められたというか、計画されておる事業があるわけですが、今町長の決意のほどをお伺いして、引き続きまちづくり、あるいは住民の生活の安定、安心につなげる決意だと伺っております。

どうか今後4年間の中で、去年、財政計画、健全化の見直しやら、そうしたものも取り組んでおるわけですが、さらなる厳しさが今後ますます押し寄せてくるものと思います。特にここ

の西和賀町においては、地場産業である農業あるいは観光振興についても、さらなる住民の、あるいは経営者の安定につながる構築が求められております。そうしたことを十分に踏まえながら、細井町長の4期目のかじ取りに期待を申し上げて、私なりに町長の決意をお伺いいたしました。

これ以上の具体策は町長の就任された暁に再度詳しくお伺いすることといたしまして、次の事案に移らせていただきます。

次の事案でございますが、鳥獣被害をめぐる町の対策について。このことは、今初めての課題ではないわけです。去年、おとし頃からいろいろ問題課題化されてきているわけですが、町内において、ここ数年、熊やイノシシによる被害が拡大しております。町の対策としても、これまでそれぞれ取られてきたと思いますが、次の事項についてお伺いします。

町内における昨年度の被害状況と、今年度におけるこれまでの被害状況を、獣害別（熊、イノシシ）に被害面積、被害額などを調査しておられるのであればお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 鳥獣被害については、担当課長から答弁を申し上げます。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、ただいまのご質問に私のほうから答弁させていただきたいと思います。

最初に、林業振興課に通報があった件数、被害件数及び被害の対応についてお答えをしたいと思います。まず、熊の被害についてですが、令和2年度でございますけれども、122件の通報、目撃等含めてということですが、122件の通報があり、そのうち38件が被害のあった件数ということになります。本年度は、8月30日現在で既に94件の通報ということでございます、うち41件が被害のあったものということになります。

被害の内容としては、水田における収穫前の

水稻の食害、牛舎に置いてある飼料の食害といったこととなっております。

なお、被害面積や被害額については、熊の捕獲要件となっていないことから、詳細な把握は行っていないということでございます。

次に、イノシシの被害についてですが、令和2年度は23件の通報があり、うち17件が被害のあったものとなっております。本年度は、8月30日現在で20件の通報があり、うち19件が被害のあったものということになっております。

被害の内容としては、水稻の食害や水田の畦畔破壊、ワラビ畑の掘り起こしなどとなっておりますが、農作物そのものの被害は少ないものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 被害状況で件数、あるいはいわゆる発生件数等含めて伺ったわけですが、被害額が調査鑑定できないのはどうしてですか。昨年の分については、もう被害額も当然調査されてあるべきだと思うのですけれども。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

実際ですけれども、熊ですとかイノシシの食害ですとか農作物の被害というのは、必ずしも水田全体ではないということで、一部食害ですとか、するということがあって、きちんと計算するのが難しい部分があります。

加えてということですが、林業振興課として、例えばわなをかけるですとか、そういったことがまず判断する主なポイントとなるので、農作物の被害等を計算するという部分ではなくて、わなをかけるかどうか、捕獲するかどうかということについてポイントにして対策をしているということですので、必ずしも農作物の被害面積ですとか額を把握していることではないというふうな事情があります。

実際なのですけれども、岩手県の事務をまず

市町村が処理することとする事務の特例という決まりがあるのですけれども、その中で、ツキノワグマについて次のような権限が市町村に与えられてといいますか、移譲されているということでございますけれども、具体的に申し上げますと、人の生命、または身体に対して危害が発生した場合、または危害が発生するおそれがあるかつ緊急を要すると認められる場合ということで、具体的に次のような状況が列挙されていますけれども、日常生活の範囲内で、人の生命、身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合、それから人家またはその敷地内にツキノワグマが侵入している場合、それから人の集まる学校、病院その他の人が滞在をして、もしくは活動している施設、またはその敷地内にツキノワグマが侵入している場合ということで、要するに人身危害、これが想定される場合に捕獲をしたりといったことが規定されているということですので、そういった観点から林業振興課が対応しているので、農作物の被害ですとか、あるいはその金額について詳細な把握をしていないといったことになります。

議長 北村嗣雄君。

2番 被害額がやっぱり、人身のみならず、調査をして、どれだけの被害があるのか、被害届があった被害者から調査して確認をするのも自治体の、やはり町全体の対応策の一つの鍵になるのではないかなと思うのです。

というのは、私ここにちょっと資料を持っているのですけれども、一関市のほうで、いわゆる昨年度、今年度の被害状況と被害額、被害面積、獣害別にきちんと出しているのです。今朝の新聞でも、一関でまた報道に出ていましたけれども、既に去年を上回っている被害が拡大ということを出しているのです。西和賀においても件数がこれだけ出ているとすれば、やっぱり相当被害もあると思うのです。被害というか、実際に損失している分が。今までやってきた方を問うよりも、今後の対応として、やはり町と

して、何らかそうした取組がきちんと求められているのではないかなと思うのですが。

まず今の状況を伺ってくと、これまでの対策、対応、取組状況、入っているのですが、実際には、ではこれまでの対応として、今後、今被害を受けているところもあるわけですが、今考えられる対応策というのは、当局としてはどのような考えで見解を持っていますか、伺います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えします。

実際なのですけれども、被害が起こった都度、幾らの面積で幾らの額かということではなくて、最終的に年度末ということになるわけなのですけれども、被害の件数から推計という形になりますけれども、被害の面積ですとか金額といったものを推計をしてまとめているということがありますので、そういった形での、ちょっと実質と違うのですけれども、推計ではまとめているということでございます。

あと対策ということなのですけれども、実際、先ほど申し上げた人身危害が想定される場合は、捕獲ということではあるのですけれども、むやみやたらに捕獲ということではなくて、基本的に農作物に被害が及んでいる場合ということ、追い払いというのがまず基本になるということでございます。追い払いですね。具体的には爆音機を使って、音ですとか光、これで追い払う。あるいは今林業振興課のほうで進めているわけなのですけれども、電牧柵によって農地への侵入を防ぐといった対策によって防ぐということで、追い払いですとか、あらかじめ予防すると、そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今現状を踏まえて、当局が考えていることは甘いのではないですか。やはり我々農家に対しては、致命傷なのです。畜産農家の一部で

も、やっぱり餌のそばに来て、熊が寝ているとか、多分町のほうでも知っていると思うのですけれども、この間自家用車に餌を入れていたら、ドアを引っかかれ車凹んだという事例も出ていますよね。湯田では散歩中の男性の方が負傷されている。

やはりこういう被害が出ているときに、去年の被害状況も被害額も集約しないというか、そしてやはり今後のあれに向けた、それで実は私先般、町のほうのテレワークをお借りして、ウェブ会議、全国の認定農業者協議会の総会というか、農水省との意見交換会の中で、この鳥獣対策について意見が出たのです。そうしたら、やはりその地域によって大小の被害にかなり相違があると。そうした中で、やはり地域の特例措置というか、国のほうにもそうした支援とか、あるいは指導とか、そういうのをお願いしたいというので意見が出ているのです。

それから、熊はやはり生活、熊そのものあるいはいわゆるイノシシもそうですけれども、生活の場が失われているというか、いわゆるどんどん伐採に入っていたり、我々人間がそこへ行っては、逆に生活の場は、やっぱり生活できない状況にしているわけだから、それが里へ下りてきていると。だから、環境づくり、いわゆる幾ら今対応策をしても、これは獣と人間の闘いというか、ただ駆けっこにすぎないのではないかという、国内、やはりそうした我々と同じような被害を受けている方から意見が出ています。

ですから、町としても、やっぱり西和賀町みたいに山に囲まれて、特に帯状になっています、この地域が。であれば、熊はどこに出ても不思議ではないのです。貝沢なんかはあっちこっち、それから今日も、私のところにもゆうべも来て寝泊まりしていていますけれども、とてもではないけれども、対応策ができていないのです。

さっき爆音と言ったけれども、爆音は昼はいいです。夜鳴らせば今度は住民に、結構うるさ

いと去年私はお叱りを受けました。ですから、そうした意見も踏まえて、町として、その地域を、やはり全体をフォローするような対策、特に事例としては、雫石とか、それから遠野でも何かそういうのを取り組んだというのだけでも、国でもそうした事業は、やっぱり今後、今もある事業を生かしてやってもらいたいというのでこの間出ているのですけれども、やっぱり町として、その辺まで踏み込んだ検討をなされていますか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

先ほど議員からもお話があったところでございますけれども、実際西和賀町において、全ての地域が満遍なくということではなくて、やっぱり地域によって被害に差があります。やっぱり貝沢地区というのは非常に多いですし、あと秋田県境のほうの野々宿地区のほう、結構イノシシですとか、被害が多いといったことで、地域ごとに被害の状況は違っているわけなのですけれども、先ほど申し上げました爆音機は対策の一つにすぎないので、これが全てであるというふうには考えていません。あと捕獲というの、それも対策の一つですので、それだけで根本解決するというのではないというふうに思っております。

電牧柵の話もしました。これも追い払いには効果が確かにあります。ただ、囲えば別のところに被害が移っていくというふうな部分もありますので、それがまた全てではないと思っております。

やはり皆さん、地域住民の方にもお願いをしたいわけなのですけれども、基本的に町のほうで何かすると、それだけでは対策にならない部分があるので、例えばちょっと一例を挙げますけれども、里と山の境目、いわゆるバッファー地帯なんて呼ばれますけれども、そういった部分の草刈りをきちんとするですとか、あるいは生活のごみですとか、あるいはいろいろ行楽に

出かけたりしたときのごみですとか、そういったものをむやみやたらに捨てないと。これは、熊ですとかイノシシに対して餌づけといいますか、そういった効果になってしまうので、そういったことをしないですとか、やっぱりそういった部分を町民も一緒になってやっていかなければいけないというふうに思います。

被害がひどいところに関しては、総合的な対策ということでお話があったわけなのですけれども、例えば対象地域の住民の方と座談会をして対策を考える、あるいはこういったことでやっていこうといったこともしっかり話し合っ、地域ぐるみで対策をしていかなければ、なかなかその被害というのは防げないのではないかなと。対症療法的なことではなくて、特に被害が多発しているところの住民の方とは十分話し合いをしながら対策をさせていただきたいというふうに思います。

ここで妙案を申し上げられるわけではないのですけれども、住民の方とよく話をして、そして一体となって対策をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今後は本気をひとつ入れ替えてやってもらいたいのですが、ただ貝沢とか、やはり山沿いというか、山の深いところのみならず、ここにも結構出ています。私そこの田んぼを借りているのですが、去年ホールクロープ、私も一緒にやっているのですが、刈った翌日、いきなりホールクロープをやられていますから、だからどこにもいるのです。ただ、それに対して被害届が、今皆さん全部が出しているわけではないので、国の事業が結構、さらに農水省のほうでも、やはり要望されていますから、いろんな事業の出し方が出てくると思うのですけれども、積極的にそうした事業を取り入れて、地域全体の水田なり、あるいは畜産の方がやっているデントコーンとか、ああいうのを保護する、被害

を受けないように保護する対策というのが必要だと思うのです。やっぱりその辺きちんとやってもらえないですか。

よろしいですか。今年度はあれですけども、次年度に向けてはぜひやってもらいたい。これ皆さん聞いてますから、ご意見お願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

当然国の事業で導入できるものというものは、導入に向けて検討していかなければいけないというふうに思います。

あと先ほどから繰り返し申し上げておりますけれども、町だけ、あるいは住民だけということだけでは根本的な解決策にはつながらないというふうに思います。ですから、地域の方との座談会等はそうですけれども、一緒にやっぱり対策をします。しっかり役割分担をしながら認識を統一してやっていくと。そして、併せて町民の方にも、熊の被害、イノシシの被害というのは、農業関係者だけではないということです。住民の方もやはり一人一人の責任ある行動というのがこういった被害を防いでいくということですので、町民の皆さんに対しても、粘り強く対策の協力を訴えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 課長が言うとおおり、そのとおりであります。ですから、町もそれなりの指導なり支援を、策を持って、地域住民との話し合いなり、被害状況を確認した上でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、引き続き次の事案に移らせていただきます。河川改修についてでございますが、河川内に生える立木の処理、伐採についてですが、これが降雨時の流水の妨げになり、災害発生の要因となる。これ極めて大事なことでありますが、私も地元の横川、長橋川含む、最終的

には大荒沢川に属していくわけですけども、この中で河川内に木の銘柄はいろいろですけども、主に柳の大木が立っていますけれども、やはり特に今県外含む県内においても、突如の大雨によって被害が出ています。やはりこうした河川内に生えている立木の要因で、田畑を含め、あるいは様々な被害が発生し、町内で起きても不思議ではない、やはりこういう状況にあるわけですが、町、自治体としては、河川は県の管理下にあるように思われるけれども、町の管理する河川もあると思います。こういうのを含めて、まず町としてはどんなような見解を持っているのかお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

河川区域内の樹木についてのお尋ねでございます。あくまでも一般的な対応としてお答えいたしますけれども、議員ご指摘のとおり、河川に樹木が繁茂しておりますと、流下能力を阻害し、出水時に氾濫の原因になるおそれがあります。このような場合には、樹木の伐採や堆積している土砂等の除去を行う必要がございます。

県が管理しております河川の場合は、必要に応じて県に対して情報提供を行ってまいりますし、町管理の河川につきましては、日常のパトロールのほか、地域住民から寄せられる要望等に適宜これまで対応してきているところでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 今後、いわゆるこうした河川内に生えている木がまだかなりあるわけですが、ただ情報提供なりしておいても課題が解決するわけにはいかないわけで、被害が出たり、人身災害が出たりしてから急務的な対応が取られるのが今までだと少なくないのですが、やはりその辺町としては、特に町内における橋のたもとは、降雨時の、いわゆる増水の掲示板ですか、そういうのが設置されておりますけれども、ただそれ

を町が、当局が把握して、避難とか、警戒とかと出しても、それはあくまで危険を予知するのみで、何ら災害の防止策には、避難の対象にはなるかもしれないけれども、果たして被害がなくなるかという、やはり農地含め、あるいは住宅なんかの浸水もあり得ることで、その辺というのを今、災害の起きる前に取り組むことが急務とも考えられるが、まずその辺は町としてはどういうふうに考えますか。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

まさに議員がご指摘のとおりであろうと思います。したがって、先ほども答弁申し上げましたが、河川に関しては、日常から町のほうで常にパトロール等を行って、直ちに災害が発生しそうなおそれが、そういうようなところに関しては予算措置をして、先ほど申し上げましたような立木の樹木の伐採、あるいは土砂が堆積しているようであれば、河道掘削等対応してきているところでございます。

十分に目が行き届いていない場合もあるかもしれませんが、そういったものは、いろいろ住民等からも情報をその都度寄せていただいて、できる限り予算の範囲で何とか対応してきているつもりでありますし、これからもそのような対応をしていくつもりでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 どの河川に限らず、特に北部になりますと、大分河川も改修はされております。ですから、河川の堰が下がっていますけれども、でもまだやはりこの歩道、ここでも被害なんか出ていますけれども、河川そのものの深さが浅いわけで、ですから急遽100ミリもの雨が降ったりなんかしたら一気にあふれるのも当然目の先で見えていますので、県の管理河川については、やはり地元自治体としてもぜひ積極的な要望なりお願いをしていただきたいと思っております。

それで併せてなのですが、実は貝沢地区にある長橋川、この河川についてですが、これ以外

については、大概大きな河川はほぼ改修されてきております。それでも破損したり、いろいろ改修が見込まれるところもありますが、長橋川の河川について、貝沢の貝沢橋というのかな、うちのほうに入っていくところの橋から上流ですが、全然、いわゆる今おっしゃられたような河道掘削も何も手が加えられていないために、いわゆる河川の中にそのまま立木が立っている。ですから、川は暴れて、どことなく敷地を流れていると。ですから、50ミリぐらいの雨が降っても、私どもの田んぼ含めて、田もあれですけども、農地に水が上がる。

それはずっと上流まで、やっぱりある程度河道掘削でもよろしいと思いますが、改修しないと、いわゆる大変なことが起きることも予想されるなど感じるのですが、町のほうとしてはこれを確認して、その河川を見ておりますか、お伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

ただいまの長橋川の河川改修についてのお尋ねでございます。当該河川は、議員がおっしゃるように、こちらの河川は県管理の河川でございます。所管をしております県南広域振興局北上土木センターに問い合わせてみましたが、今年の7月に、横川との合流地点から約300メートルほど上流付近の河道内の立木の伐採を緊急的に実施しており、来年度についても予算要望を行って、人家に影響が出そうな箇所、あるいは河道が狭くなっている箇所などを優先して、計画的に対応していきたいということを伺っております。

河川改修につきましては、一般的には下流のほうからどんどん上流のほうに上っていくということでございますので、今議員おっしゃった橋の上流につきましては、今後順次計画されていくものと承知をしているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 それは私もご存じで、地元のあれなので。

実は7月に伐採された河川内の立木の処分、伐採について、町のほうでは、これはあれですか。この件については県のほうへの要望というか、携わっていなかったわけですか。というのは、私のほうで地域の関係する農地を持っている方が、いわゆるちょうどその時期、区長を通して、県の土木というか、北上のほうにお願いしたと。それで現地に来て見ていただいて、即急に他の県のほうで、県外で大きな大雨による被害が出たものですから、もしこれが出たら大変なことになるというので、お願いして、やはりそこを部分的に、いわゆるちょうどS字クランク型の河川でもあるために、水の流れが悪いということで、そこを伐採してもらいました。

いわゆる私が申し上げているのは、河川まで、橋まではきちんと改修されておりますし、まだ幾らかの立木は生えていますけれども、河川内には。ただ、上流は手つかずで、いわゆる橋まではそれほど、十数年前でも聞かないくらい前に改修されています。それからの上流はストップしたままなのです。それで、4年か5年ぐらい前に、私も地区の役員をやっておったときに、いわゆる土木さんをお願いして、どうしても大変な河川敷に倒れた立木があったものですから、それを撤去してもらいたいということで、1本だけ撤去してもらったのですが、あとは全然撤去になっていないのです。

ですから、掘削も何もやっていないものですから、ぜひ町としてもそこを見て、上流を見ていただいて、やはりこれでいいのか、本当に私が言っているのがどうかということも確認してもらいながら、県のほうにやはり状況説明をして、ぜひ次年度の予算に入れていただいて、やはり改修のめどが立つような対策を取っていただきたいのですが、どうですか。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

まずは、町といたしましては、町が管理しているいわゆる準用河川、この管理が一番最優先

課題でございます。その上で、県管理の河川と、県管理といいましても、県は現場と離れておりますので、現場の町のほうが日常点検を行って、県管理の河川もたくさんありますので、順次県のほうには情報をつないで、優先順位をつけて、改修のほうを働きかけていきたいなと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 今課長のおっしゃられたように、町が管理する河川は、当然一番責任あるわけですが、ただでも住民の安全とか生活、物的を守る上では、県とか町とか、完成の状況については関係ないわけです。ですから、地元自治体として、そうでなければ県のほうに来てみてくださいとか、私どもは言っているのですけれども、やっぱりまた地元自治体が声をかけていただければ、またそれなりに受け止め方も違うと思うのですが、その辺をぜひやっていただきたいし、長橋川の改修に当たる工事に対して、ぜひ町のほうでも声をかけていただいて、いわゆる着工に結びつくような対策を講じていただきたいと思っております。

いろいろと質問させていただきましたが、我々住民の生活、命を守る上でも、災害が起きてからでは、やはり何を申し上げても意味がないので、ぜひその前に、災害防止のためにも、ひとつ力を注いでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで2時まで休憩をいたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。今回の一般質問では、私から大きく3項目に質問の通告をしております。
1つは、新型コロナの関連です。2つ目には一般国道107号について、3つ目には人口問題ということで通告をしておりますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは最初に、新型コロナウイルスの関連についてお伺いしたいと思います。1つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、64歳以下の接種対象者における接種状況がどのようになっているかお伺いしたいと思います。町長報告にもありましたが、付け加えることとか、ありましたらよろしくお伺いしたいと思います。

それと、中高生等若年層における接種後の副反応の状況について、把握されておりましたらお伺いしたいと思います。

まず初めに、このことについてお伺いしたいと思います。

議長 町長。

町長 ただいまの議員さんからの新型コロナウイルス関連の質問でございます。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えします。

64歳以下の方々へのワクチン接種の集団接種につきましては、ワクチン接種の希望調査を事前に実施し、集団接種を希望した方々を2つのグループに分けまして、8月の1日、8日に1回目、そして22日、29日に2回目を終えたところです。また、町内の医療機関で実施するワクチン接種につきましては、8月25日から始めているところになります。64歳以下の方々につきましては、8月末時点で、町内の約8割の方が2回目の接種を終えている状況になります。

中高生等の若年層における接種後の副反応の状況につきましては、集団接種会場でワクチン

接種した町内の12歳以上の小中学生のうち、副反応の症状が現れた方の人数や割合についての詳細についてお答えすることはできませんが、発熱や頭痛、そして腕の痛み、倦怠感の症状などにより、接種翌日の月曜日に学校を休んでいる児童生徒がいるということ把握しております。あと高校生につきましては、複数の高校に通学をしており、症状や休暇状況などの把握はできていない状況にあります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 本当にこのワクチン接種は、長期にわたりながらお休みの日に出勤されて、医療関係者、そして課長はじめ担当の職員の皆さんには本当にご苦労をおかけしたなと思い、改めて感謝したいと思います。

そこで、8割実施されたということで、本当にいい成績だなと思っておりますが、さらに2割分というのは、希望されない方とか、そういうことでしょうか。確認のために、すみません。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 接種を希望した方ということで、まず町内のほうで実施した方のほかに、その8割の中には町外で既に医療機関等にお勤めをしていたり、高齢者の施設のほうで接種をしたりということで、接種した方々も含めて、まず今のところ、こちらで把握しているところで8割ということになります。

今現在、町外のほうで、医療従事者、高齢者施設のほうで接種した方々についても、今後またシステムのほうに、それぞれの接種した機関でシステムのほうに登録する作業があるのですが、その登録作業をしていただいたり、そしてあと国保連のほうに医療費のそういうワクチン接種の費用などの請求もあるのですが、そのような状況をこちらで把握して、さらに接種の接種率というのは件数は増えていくものと考えております。

あとそのほかに職域接種ということで、学生

さんであったり、それから大企業に勤めている、企業のほうに勤めている方などはそちらのほうで接種をしているという状況もお聞きしておりますし、県の集団接種のほうで実施したということでお話しいただいているところもありますし、また町外のかかりつけ医等で接種を希望している方もおりますので、またこれからさらに接種の率というのは上がっていくものだとということで、今のところ考えております。

議長 高橋和子君。

4番 だんだんにワクチンのほうも浸透されて、理解されながら広がっていくのだろうと思います。

日を追うごとにコロナの型が変化して流行してきているということもありまして、問題が広がりつつあるのかなと思ひまして、妊婦さんが感染した場合、どのような状況になるのかなということで、②として、妊婦の方は町内では出産できないわけですから、北上とか盛岡あるいは横手とか、ご出身のところの医療機関とか、産婦人科とか、そういったところで分娩をされるということだと思ひますが、こういう中でコロナウイルスに感染された場合に、どのように、結構難しい対応になってくるのかなと思ひますので、ご本人やご家族へのご指導など、どのように考えておられるか、今の段階での状況をお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 妊婦の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染がまず判明した場合は、その検査をした医療機関のほうから、まず西和賀町の町民の方であれば、岩手県の中部保健所のほうに検査の結果を報告という形になります。保健所のほうでは、感染した方に対して、体調の確認だとか、それから行動の履歴の聞き取りなどの疫学調査を行うとともに、感染した方の状況に応じて、家庭内での感染予防の方法や入院先への持ち物などをお伝えした

りして、感染した方からの相談を受けたりしていると伺っております。

その疫学調査の際に、妊婦の方ということで判明した場合には、産婦人科の診療科がある、感染指定医療機関に入院をしていただきまして、産婦人科と連携して感染症の治療を受けていただくということになります。

議長 高橋和子君。

4番 医療機関のほうに誘導されていく道筋ができていようので安心しました。もしものときには、そのようにどうぞよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと関連でお伺いしたいと思いますが、やはり最近はい小さい子供さんにも感染することが報道されておひまして、小さい子供というのは保護者から離されない状態にありますよね。ですから、そういったときに小さい子供さんが感染されたり、あるいは小さい子供さんを持つご家庭で感染されたりした場合も、やはり結構深刻な状況になるのかなと思ひますが、そういった点ではいかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の小さいお子さんがいらっしゃる場合のことについてのご質問についてお答えします。

こちらにつきましても、保健所のほうで家庭環境に応じた対応ということになりますので、小さいお子さんが万が一かかった場合には、そちらの医療機関のほうとの調整になるということで、お話のほうを伺っています。あくまでも保健所さんのほうで入院先のほうの調整という形になりますので、こちらのほうでは具体的にというところまではお答えすることができなくて申し訳ありません。

議長 高橋和子君。

4番 各ご家庭でそういう状況になったときは、保健所がということですが、やはり地元の自治体としてもいろいろご相談もあるのかなと思ひますし、親戚とか頼りながら、田舎の場合は都

会と違って、そういう感染されていた子供さんと保護者と切り離せるような条件もできやすいとは思いますが、最近はやそから来られる方もおられると思いますので、あらかじめ町内でも、お互いに職場で話し合っ、保健所に頼り切るのではなく、やはり町としても、相談があったとき速やかに安心させながら治療させる方向に導くというふうなことが必要かなと思ってお伺いしましたが、これからそういった点で話し合いされるとか、課の中で決めておくとか、そういったことをやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 事前に町のほうでの対応というお話だったかと思いますが、こちらにつきましてはまず保健所のほうに事前にご相談をかけながら、このような場合はというところで、ほかの自治体の状況なども踏まえてちょっとお聞きをしながら、町でできることを考えていきたいと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 いろいろなケースがこれから出てくる可能性がありますし、コロナは形を変えながら、どんなふうに広がっていくのかというようなことで、今は安心ですが、様々な事例が出てくるということ、やはり前もって分かる分把握されながら取り組んでいただければありがたいなと思えます。

その次、③のほうに移りたいと思いますが、県内における新型コロナウイルスの感染が拡大されて、県独自の緊急事態宣言も発令されているところがございます。町内の事業者の経営状況も改善されてはいないのではないかと考えられますが、これまであったような持続化給付金や家賃補助などの支援が必要ではないのかなと推察するわけですが、そういった実態を現状どのように把握されておられるのかお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問につきましては私のほうからお答えさせていただきます。

町内事業者の経営状況につきましては、3月議会定例会のご質問に対し、令和2年の確定申告の状況を踏まえ対策を進める旨答弁をさせていただきました。その状況につきまして、4月に開催された議会全員協議会において説明をさせていただきましたところです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年との比較で、個人、法人事業者ともに、営業収入と所得につきましては大きな落ち込みはなかったという結果となっております。こういったことから、令和2年度における経済対策につきましては、一定の効果があつたものだというふうに考えておるところでございます。

なお、6月議会定例会においてご決定いただいたとおり、引き続き町内経済の活性化を図るため、飲食宿泊応援券事業や、9月からはプレミアム商品券事業を進めているところでございます。

また、ワクチン接種後においても、経済対策と両輪である感染予防対策にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。新ビジネスチャレンジ補助事業の実施であるとか、今年度は新たに新型コロナウイルス感染予防対策補助事業の制度を立ち上げまして、安心、安全な環境を目指し、感染症予防対策に取り組んでおるところでございます。

持続化給付金事業などの支援につきましては、地方創生臨時交付金など、財源の裏づけがない状況ではなかなか取組が難しいと考えております。

なお、昨年度と比較いたしましても、国もしくは県などと多くの経済支援策がございますので、適切に情報提供をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 今課長がご答弁されたように、いろいろその都度その都度ご報告を受けて、大きな落ち込みがないということではありますが、長く続いていきますと、本当に大丈夫かなというところがありまして、今のところすぐには交付金とか来るということではないかもしれませんが、国の予算のほうでいろいろ取り組んでおられるようですが、そういった点をその都度その都度該当者に届くような、事業者の皆さんに届いて、失業というか、倒産、言葉がちよっと悪い、経営が成り立たなくなっていくような状況から少しでも継続できるような形でいってほしいなと思いますので、再確認の形でお伺いしたところですが、今のところで、そういった県や国の動きというのはどうなっているでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 国におきましては順次対応されていらっしゃるというふうを考えておりますけれども、当然情報につきましては、国の施策につきまして県を經由しまして、継続的に連絡をしっかりといただいております。

また、県の事業におきましては、県の議会の情報などもある程度事前に、こういった事業を行っていく方向であるといったことも聞きながら、必要に応じて町も対応をしっかりと図ってまいりたいというふう考えております。

現在相談窓口などもかなりしっかり多くありまして、町内では当然観光商工課も受けますし、商工会さんなども相談窓口として、様々な経済対策が行えるようになっております。県の事業なども積極的にPRしながら、しっかり支援をさせていただきたいというふう考えておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、その次に2つ目の国道107号の状況についてお伺いしたいと思います。①としまして、一般国道107号ののり面変状箇所における

調査結果が報告されていると思うが、岩手県ではどのような方針を示されているのかお伺いしたいと思います。まず最初に、この件についてお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

一般国道107号の通行止めに関してでございますが、県によりますと、地滑りの範囲を特定するためのボーリング調査などは既に終了していると聞いております。ただし、現時点で、調査結果や対策工法などについて、県からは公式な方針はまだ示されておられません。県によりますと、関係機関との間でなお協議、検討を要しているとのことでありまして、町といたしましては、この県の報告を現在待っている状況でございます。

議長 高橋和子君。

4番 報告というのは、結果はいつ頃示されるかというのは分からないでしょうか。

議長 建設課長。

建設課長 対策工法なり調査結果が示される時期につきましても、県からはまだ公式な形ではアナウンスございませんが、ただ調査は既に終了して、それから時間が経過しておりますので、これから時間を要するというのではないというふうには思っておりますが、いずれ公式にはまだ、時期のことも含めて、公式な見解はまだいただけていないところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 非常に重要な路線ですので、町民の皆さんも、いつ通れるようになるのかなということ非常に興味を持っておられるだろうと思いますが、現場を見ますと、やはり相当深刻な状況があるようでございますので、結果出しながら、工法選択されて工事に入ってくださいということだろうと思いますが、まだ見通しは立たないということですが、それほど遠い将来ではないというようなご答弁であったかと思えます。

②に行きまして、関係市町村で設立されまし

た一般国道107号改良整備促進期成同盟会の会議等の開催回数や内容、今後の方針について、どのような方針を出されているのかお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 一般国道107号、川尻・当楽間ですが、改良整備促進期成同盟会についてであります。従来までの町単独による要望活動を発展強化させるため、隣接の北上市、横手市の行政当局、議会、商工観光団体に呼びかけを行い、立ち上げたものであります。

これまでの活動経過といたしましては、6月15日に、合わせて15の団体が一堂に会し、設立総会を行い、直ちに要望活動に着手しております。設立総会当日には岩手県庁を訪問し、県知事と県議会議長に対し要望書を提出しております。また、7月7日には国土交通省の岩手河川国道事務所、7月9日には同じく東北地方整備局、7月14日には国土交通省本省と財務省及び本県関係の衆参国會議員に要望書を提出しております。

コロナ禍での要望活動ということで、面会人数を制限されたり、面会そのものを自粛しなければならない状況にありましたが、国道107号のほうも、西和賀町にとってはまさに緊急事態と言えるわけでありまして、先方と直接面会して要望を行うというスタイルにこだわって活動を行ってまいりました。

今後につきましては、間もなく示されることになると思っていますが、復旧工事や抜本的な対策の内容を踏まえまして、期成同盟会の皆さんと対応を協議していくことにしたいと考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、先ほどまだ公式に示されていない検査結果、そういったものが出ましたら、また期成同盟会で集まって、どのような対応を計画していくのかということで話し合われるのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 そのとおりであります。ただし、その内容によっては。北上市さん、横手市さんと西和賀町ということで、全部が集まるかどうかはその内容次第で協議をして、それから全員で共有化してアクションを起こすということをイメージしております。

議長 高橋和子君。

4番 これからの動きが活発化されていくという見通しかなと思います。

それで、3つ目のトンネル化についてちょっとお伺いしたいなと思いますが、町はどのようにトンネル化を考えておられるのか。

また、県のほうではトンネル化について何とおっしゃっているのかということと、期成同盟会のほうでもやはりトンネル化必要かなということ意見が出されているのか、その辺のところをお伺いしたいなと思います。

議長 細井町長。

町長 トンネル化については、西和賀町はこれまでも単独で平成14年から継続的に、県への要望として、安全通行のためのトンネル化を要望してきているところでございます。今回このような地滑りの状態が起きたので、ボーリングによって地質調査されました。それによって、トンネル掘削自体が可能かどうかということも見えてくるかと思えますし、またはそれに代わる工法もあるのかどうかも、全ていろんな可能性について出てくるかというふうに思います。その報告をいただきながら、引き続きトンネル化、あるいはそれよりもいい方法があるのかということで協議、相談していきたいと思っております。

これに同調していただいている同盟会の北上市市長あるいは横手市長からも、少なくともトンネル化は当然やらなければいけない事態だということを認識されていることははっきりしておりますが、ただ実質的にそれが可能かどうかということが調査の結果を見ないと分からない

ものですから、これからの協議になるかと思えます。いずれにしろ、恒久的な対策を手がけるということは、必ずそこまで着手しなければいけないと認識しているところでございます。

(県のほうは、県は何と言っていますかの声)

町長 県のほうからはまだ何も言ってきておりません。

議長 高橋和子君。

4番 県のほうではまだ何もおっしゃっていないということです。107号のダムサイト、ずっと和賀町というか、あそこまで降りるまでの間というのは、本当に老朽化していて、全体的に本当に弱ってきているし、法面も随分風化されて、工事したところが崩れてくるというふうなことがあちこちで起きてくるのではないかなと思います。

また、皆さんも走っていて分かると思いますが、ダムサイトのほうの路肩が非常にぐずぐずして下がってきているということで、冬なんかスリップしたら、ダムのほうに荷物を積んだトラックが傾くのではないかなというふうな心配される箇所もありますし、本当に崖の上を、風の強いところを急カーブで通るというふうな場所もありますので、本当深刻な状態であることは確かだと思います。

ですから、そういった具体的なところも含めて、きちんと要望につなげて、やはりトンネル化に道が開けていくような対応を町としても積極的に取っていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いします。

議長 細井町長。

町長 今議員さんが申し上げたとおり、住民が安心して通行できるような恒久的な道路を確保したいというふうに思っております。トンネル化ということをやっと要望してきたわけですので、可能であればそういう形になってくると思いますが、いずれ地質調査の裏づけということがあって、いろんな具体的な案が出てくると思いますので、そこをしっかりと見極めて、強力

に同盟会のほうで行動してまいりたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 取りあえずとにかく今のボーリングやいろいろ検査したものが、はっきりした答えが出てからということになっていくだろうと思えますが、やっぱり並行するような形でトンネル化のほうも要望しながら、地質検査をできるだけ早く着手できるような形で県や国にお願いしていくということを町としてはぜひやっていただきたいなということを申し上げて、このところは終わりたいと思います。

最後に、人口問題でございます。人口問題という漠然とした形で、ご答弁もしにくいかなと思いつながら、このような通告を試してみました。

当町の人口減少は、町村合併後において特に予想を上回って進行していると感じております。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を確認いたしましたけれども、この問題に人口減少ですね、これに歯止めがかけられるという期待がどうも感じられないなと思ったわけです。

そこで、これをしっかりと実践していくためにはどのようなふうにされていくのかということをお伺いしたいなと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

町では、少子高齢化により進む人口減少対策として、平成27年度に西和賀町人口ビジョンと西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口動態の分析を行いながら、人口減少対策に資する取組を進めてまいりました。

人口ビジョンにおける社会増減の分析では、進学時と卒業後の就職時の人口流出が大きくなっており、働く場所と住環境の確保が課題となっていたことから、こうした状況の改善を目指して、第1期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、産業力強化による新たな雇用の創出と人材育成とU・Iターン者の受入れ

環境整備に取り組んでまいりました。

地域資源を活用した産業振興として、株式会社湯田牛乳公社の新工場建設や事業誘致による雇用の確保に加え、新しく農業や林業に就業を希望する方の支援を行ってきたほか、受入れ環境整備としては、空き家の有効活用を目指した空き家バンクの整備や若者住宅の整備など、取組を進めてきました。

いずれの事業も整備や調整に一定の時間を要することから、効果が出るまでには一定の時間を要するものですが、平成27年度にはマイナス65人であった社会減少が令和2年度にはマイナス18人と、段階的に減少の抑制につながっております。

人口ビジョンで目指していた令和2年度目標の5,556人に対して5,137人と、減少に歯止めがかかっていない状況となっておりますが、全国的な背景を見ても、国の総合戦略の目標である東京圏における転入出の均衡に対して、平成30年度で13.6万人の転入増と増加傾向となっており、地方からの流出は止まっていない厳しい状況となっております。

こうした状況を受けて、令和3年3月に策定した第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、策定に際し、産業や教育、金融など専門分野の委員により構成された総合戦略推進会議において、第1期総合戦略の検証を行うとともに、町内における関係機関や西和賀町の将来を担う担い手や子育て世代等にヒアリングを行い、課題を把握しながら作成を進めました。

ヒアリングでは、多くの産業分野から担い手の確保を課題とする意見が多く寄せられたことから、第2期総合戦略の重点施策として、地域資源を活用した西和賀のブランド化推進、西和賀高校の魅力化を通じた人材の育成、関係人口による多様なまちづくりとして、地域資源を活用した仕事づくりによる所得と雇用の確保を進めるとともに、そこで活躍する人材の育成のために、西和賀高校と連携し、山村留学やキャリ

ア教育等を進めることとしたものです。

また、人口減少により縮小する産業や地域の担い手として、町外の人にも関わってもらう関係人口の取組を進めることとしております。

第2期西和賀町総合戦略の推進に当たり、西和賀町の長期的な人口目標として、2040年、3,461人、2060年、2,316人を目指すものです。目標値については、第1期の人口推移の傾向を踏まえ、第2期の戦略に位置づけた取組を行うことで上積みをする考え方で設定をしております。

人口目標に対しては、西和賀高校の山村留学の受入れによる転入者の増やキャリア教育などの地域の人材育成を行うことで、転出の抑制を図るとともに、地域資源を活用した新たな雇用を創出することで、町外からのU・Iターンを推進しようとするものです。

専門分野の委員により構成されている西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、基本目標ごとに設定しているKPIや事業の進捗を基に検証を行うほか、事業担当課及び関係機関による聞き取り等を行いながら、戦略を検証し、必要に応じて手当てを講じながら取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 と計画には書いてありました。少し具体性をお伺いしたいなと思います。

今いろいろご答弁されましたが、これまで成果があったのはどういう部分なのかということを抑えておられるならお知らせください。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、第1期の成果といたしましては、各分野において、それぞれの人口減少施策を展開してまいりましたということで、まずその結果として、社会増減という部分が、当初年間マイナス64人というような部分で推移するというふうに推計していたものが、まず令和2年度でマイ

ナス18人というところまで抑制がされたということでございます。

それぞれの、まず農業、林業分野でありますとか、そういうところでも新規の就業者であったり、そういう部分が増えてきたというところもございましたし、あとは各種新たな起業というところで、町内にも6事業者というようなどころで起業がされたという部分もあります。あと6次産業化の事業者も5事業者登録になっているというような部分もございました。

そういうようなところからまず検証を行い、第2期に向けて、ではどのようなことが必要かというところで検討したのですが、まず総合戦略の1期からの課題といたしましては、新規雇用者が増えるところは増えたのですが、目標値の半分ぐらいでとどまってしまうというところもありますし、あと地方創生交付金の事業が終わった後の資金ですとか担い手不足というところ、あと観光入り込み客の減少というようなどころもございます。あとは、やっぱり出生数の大幅な減少ですとか、15歳から44歳の女性の減少ですとか、そういうようなところの問題点がやっぱりあります。

そのようなことから、第2期においては、先ほども答弁の中でありましたけれども、まず3本の柱が重要かと思っております。地域資源を活用した西和賀町のブランド化の推進ということで、まず地域商社というものを設立しながら、さらに産業振興を深めていくという部分もあります。あとは、西和賀高校の魅力化を通じた人材の育成ということで、山村留学ですとか、あとはキャリア教育を推進していく。

あと関係人口による多様なまちづくりというところでは、町と関わる人、町に何らかの影響を与える人というところの位置づけを明確にしながら、経済的効果ですとか、あとは移住につながるというようなどころの施策をより位置づけた後に、事業を選定しながら強化して進めていくというようなどころで考えているものです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 具体的に単刀直入に聞いて、答えていただけるかどうかあれなのですが、まずUターンをどうやって増やすのか、Iターンはどうやって増やすのか、交流人口はどうなのかというあたり、簡潔にちょっと、このことというようなどころでご説明いただきたいなと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、Uターン、Iターンにつきましては、やはり関係人口という部分が実はキーポイントになるのではないかとこのように思っております。いずれ関係人口といえども濃淡がありまして、まず移住につながるという部分と、あとは経済的効果を町にもたらすということで、例えばその部分でいけば観光客であったりというものになると思いますし、まず移住につながるという部分では、やっぱり町の魅力というところに思いを寄せて来てくれるというふうな方々というのがあると思います。

それで、まずこれまでも取組としては、地域の出身者の方々に、いろいろ事業で情報誌を送ったりですとか、あとはコロナ禍にあっては、町の特産品を送ったりということで、関係性を深く持つような取組を進めてまいりました。そのようなことで、まず割と時間をかけてゆっくりと丁寧に対応してきたところもありまして、今そういうつながりができてきているものと思っております。

また、ふるさと納税という部分でもつながりはできることであって、寄附をされた方々に対して、町の思いというものをまず一生懸命伝えているというようなどころがございます。

そのようなことで、Uターンというところは、まずそういう政策で確保というか、獲得していければというふうには思っているところはございます。

まず、Iターンにつきましてもなかなか難し

いところはあるのですけれども、出身者によらないところでいけば、やはり先ほどお話ししましたふるさと納税の関係というような部分で、まず町に興味を持っていただいた方に対して、一生懸命町の思いであるとか情報等を伝えていくというふうなところが大事だというふうに思っております。

議長 高橋和子君。

4番 一生懸命やっているということは伝わっております。ただ、どこかが、何か足りない気がするのです。Uターンというのは、この町に住んでいた、家族のもとからよそに行って、それで戻ってくるということで、戻ってくる理由はいろいろあるかと思いますが、そうするとどれだけ町の人たちの状況を把握して、帰ってこられるような方が、どこにどのようにおられるのかということをやっぱり把握するというのも必要ではないかなと思うのですけれども、そういうことはいかがですか。そういう計画になっているようでもないですが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 その部分について、計画の中に具体的に記しているということでもないので、やはり今議員がおっしゃるとおり、地域の中にそういう移住された方が、どういう方がいるのかというのを把握することは大事であって、そもそも人口減少対策の部分でいくと、そういう移住者の把握というのは当然必要なことだと思っております。

移住者の定義もようやく最近県のほうで把握に努めることになったもので、自らの意思を持って移り住んだ方という者が移住者というふうに位置づけ、これからまず町の窓口のほうでも調査を進めるような形にはなっておりますが、まず町としても、転入された方の中から、県外からの中ですとか、横手市からの移住というような部分を除いた方をまずは移住者というふうに捉えて、数字上は捉えている段階でございます、今後より具体的に、どういう人がいるの

かというところは把握できると思っております。

また集落支援員という、まず集落支援センターの配置がありますけれども、集落支援員を通して、まず地域の状況というのを把握できるというふうに捉えておりますし、あとは集落支援員を通して、まずデジタル化の推進というような部分もありますので、そういうところを町民の方々に広く、まずデジタル化というものに携わってもらって、自らで情報発信をしていただくような仕組みが取れる、そういうのが理想だというふうに考えています。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 いずれUターンを促すには、地域の実態を知らなければ、地域の人々の中でそういうふうな動きというのは分かるわけですから、やはりその辺の見る目というのをしっかりと持っていただきたいなと思います。

あと交流人口で、ちょっと私どうなのかなと思って疑問に思っていることがあります。交流人口の定義というのもあるのですか。交流人口の捉え方なのですが、例えば私もNPO法人をやっているのですが、相当の人間と交流しているのですが、町の交流人口には入らないということでしょうか。どうなのでしょう。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

交流人口の定義は恐らくあると思いますが、関係人口については定義が実は明確なものはないので、よく言われるところでいくと、観光客と移住者の間の存在というようなところで言われておまして、まず出身者なども恐らく関係人口というふうに捉えてもいいのかと思っております。

それで、まず町のほうとして関係人口というものの定義をしっかりとしないと、町にどう影響が、その方々が影響というか、効果を与えてくれるのかというのをしっかりと把握して、まずそれぞれの関係する事業を洗い出して、どう

いうふうに力を注いでいけば、より多くの方々が来てくれたり、関係を持ってくれるのかというところを今まさに分析しているところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 町が関わっている者はみんな入れていいのでないかと私は思うのです、乱暴ですが。だけれども、もしNPO法人が相当の人数と交流しているとしたら、それを町は知らないぞと言うのか、意味合いを調べて、有効だから入れるし、あまり有効ではないと捉えて入れないとか、そういうことでしょうか。どういうことですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 NPO法人の関わっている人数という部分につきましては、NPO法人の担当課という部分でいくとふるさと振興課ということで、その中でまずそういう実績をいただいて、把握をするということになると思っています。

町にとって有効か有効ではないかというのはなかなか、どういう内容かにもよると思いますが、まず町のためにあるNPO法人、そのNPO法人と関わりを持つ人々というところからすると、そこは本当に関係のある大事な人たちではないかというふうに思います。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 大事な人たちであろうということによく分からないということですよ。よく把握していないし、理解していないということになるのかなと思いますので。

それから、NPOも関わりながら、合併を前後して、大きな映画が2本撮影されて、全国をめぐっております。そういった全国で見た人を全部交流人口とか関係人口と見るわけにはいかないと思いますが、見た方があそこに行ってみたいということはあるわけですね。あその町の人と交流をしたいとか、いろいろなことで

訪れる方々がおりました。たくさんおりました。そういったところに対して、町はほとんど把握されていないし、どうですかということもないという感じがしますが、そういったことの重要性というのはどうなのかなと思って、私がいうNPO法人というのは、私は輝け「いのち」ネットワークのほうに所属しておりますし、それからあともう一つは資料館を管理している深澤晟雄の会なのです。

だから、合併する前にはそれぞれの独自の活動をしているわけですよ、湯田町は湯田町で観光を主にした交流をされているし、沢内村の場合は医療や福祉に関連した形で多くの人と交流しているわけです。それを主に観光とか、そういったところに重点を置き過ぎてはいませんかということをお伺いしたいのですが、これは課長でも町長でもいいですが、今日はその辺のご感想というか、受け止め方をお伺いしておきたいなと思います。

議長 細井町長。

町長 そういう観光客の皆さんとかについて、そういうフォローをして、何かに位置づけるということは今までなかったと思います。

議長 高橋和子君。

4番 なかったもので、今発言しているわけです。これからもそういった部分も含めた、すぐに関係人口と数えなくてもいいので、どんなことをしているのか、関心だけは持って、NPOの活動も把握していただきたいなと、担当課長のほうにお願いをしておきたいなと思います。

大分時間が過ぎているようですが、まだベルは鳴っていないですけども、私はUターンのところでちょっと発言しておきたいのですが、やっぱりUターンに対して、全町の住民の関心も持ってもらいながら、もし我が家でどこか行っていた子が、子や孫が帰ってきたいという情報があったら教えてくださいということで、把握しやすい体制を取って、窓口を持って、そして窓口にいろんな情報が、役場内の情報でも

住民の情報でも集まってくるようにしておいて、そういう人がいたらすぐ課長が走って行って、「こんにちは」と対話をして、状況を把握する。なぜ課長かという、課長はあまり住民と多く接していないようですから、やはりきちっと住民と接する場を設けて、実態を自ら把握されて、課員指導するというごことをお願いしたいなと思うわけです。そういった窓口を開いて、ちょっとの動きでもやっぱり把握して、Uターンに結びつける。理論的にはいろいろ、おっしゃったとおりで立派でそのとおりですので、ぜひそれは続けてやっていただきながら、どうやって具体化するかというところで、一般住民の目を取り組んでいただければいいなと思います。

よその人が沢内で、西和賀町で暮らしたいというナンバーワンは医療なのです。子供を持っていれば特に、病院あるか、保育所があるのか、保育料高くないのか、学校はどうだ、遠いのか、子育て世代はそういうところが大きなものであって、それと並行するようにして仕事があるかないかだと思いますので、そういったところにぴったしと合うような形で、今後取り組んでいただければいいなと思います。ご所見があればお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

やっぱり今議員がおっしゃられたとおり、そういうまず窓口的な部分というのは非常に大事なことだと思いますので、そういうまず受入れに対して、関連する各課のそういう情報等の取りまとめというような形で提供できる仕組みも必要だというふうに考えています。

また、やっぱり訪れた方というか、移住された方に対しても、町の情報というものをまずお知らせするというか、そういう部分も大事だと思いますので、まず今そういうところで、例えば空き家を活用してとか、今カフェなんかも新しく3軒ほどできましたし、あと移住されて木工をやっている方もいたりして、まずそういう

方の、移住された方々の情報というものをより町民の方に広くお知らせするという仕組みとしては、やっぱり継続して取り組んでいる情報誌などでも、また最寄りでも、まずその情報はお知らせするような形になっていきますけれども、そういう仕組みも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ぜひ頑張ってくださいと思います。

Uターンすると簡単に言うけれども、今まで住んでいた、長い間住んでいたところから家族を連れて来るとか、そういうことに物すごくエネルギーと経費がかかるということを私も知りました。そういった実態も、移住者の集まりみたいなやつで、どうだったということで聞いて、問題点を明らかにしながら、これからの促進につなげていっていただきたいなということをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで3時10分まで休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 こんにちは。大杓の高橋輝彦でございます。早速質問に入ってまいります。今日は、今後の地域自治組織及び公民館の在り方について、それから細井町政4期目の挑戦についてということでございます。

初めに、今後の地域自治組織及び公民館の在り方についてということで質問をさせていただきます。令和2年4月に施行された改正地方公務員法により、行政区長や公民館長の位置づけが根本的に見直され、当町においても、本年3

月議会に西和賀町立公民館条例を廃止する条例が可決されました。

このような現状から、町は地域自治組織及び公民館の在り方について総合的に見直し、検討する必要が明らかになったとし、重要な検討課題が挙げられて、議会への説明も数回行われております。今、町はそれらを町民に示した上で、口約束等にならないよう、現時点でしっかりとした裏づけとして、また上記条例が廃止されたことによる町民の不安を払拭するため、そして地方創生の実現のために、今回西和賀町地域づくり組織条例が公布されました。

しかし、私自身、条例をよく読み返しますと、私がイメージしているものとは少し差異といたしますか、開きを感じてきたところでございます。ただ、この1年以上にわたり、行政の担当職員におかれましては、各地域に何度も何度も足を運ばれ、説明を繰り返してこられました。そのことに関しましては、本当に敬意を表しますし、感謝を申し上げます。自治組織の重要性をおもんばかっておられることは十分に伝わっております。この一般質問を通して、最終的に思いを共有できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上のことから、以下、町が示す検討課題について、1つずつ、通告に従ってお伺いしてまいります。

(ア)です。地方公務員法が改正されたことにより、行政区長や公民館長を町の公務員に位置づけて仕事をしてもらうことはできなくなったため、町の制度の見直しが必要になったとされております。今後も変わらず町民にはこの役割を担っていただかなければならないことから今回の西和賀町地域づくり組織条例ができたものと思いますが、地域づくり組織というのは、今までどおりの行政区や公民館単位の役員を指すものでよろしいでしょうか。まずは確認からでございます。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問については、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから答えいたします。

これまで町は、各自治組織から行政区長と公民館長の推薦をいただき、その方々を町の非常勤特別職の職員として委嘱し、町と個人の関係で報酬を支払ってきました。区長には町の行政情報の伝達などの業務を、公民館長には地区内の社会教育の推進役の業務をお願いしてきたものです。

これまでは非常勤特別職として個人にお願いする方法であったものを、自治組織そのものに仕事をお願いすることにしたものです。それぞれの自治組織で担当する方を決めていただき、これまで町がお願いしてきた行政情報の伝達などの仕事をこれまで同様に行っていただくものです。

来年度以降、区長や公民館長の仕事を担当する方が自治組織の中で役員であるかどうかは自治組織の規定によるものですが、町は自治組織を単位として業務をお願いすることとなります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 まず今までどおりということの考え方でよろしかったのかなというふうに思いました。

1つ目から違ったら大変だなと思っていましたが、まずは安心いたしました。

(イ)に参ります。新型コロナ対応をはじめ変化する社会の中で、地域自らも取り組まなければならない新しい問題や課題が顕在、潜在しており、地域自治組織（自治会）の課題対応力の強化が必要としております。地域に今まで以上の取組が求められていることから、それに対する後ろ盾、支えになるものとして今回の条例ができたものと思います。が、それを地域に求めるのであれば、同時にしっかりと対策を持った行政の取組も必要になってくるのではないかと

など思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域運営の主体は自治組織でありまして、これまでも様々な課題に対応してきているのですが、変化する社会の中で、より課題への対応力の強化が求められているものと考えます。

行政の役割としては、自治組織との関係性をさらに深め、課題解決に向け、連携を図りながら取り組んでいくことだと考えるところです。

そのためにも、行政と自治組織の関係性を明確に位置づけるための地域づくり組織条例を制定し、地域の声をしっかりと受け止めて対応するために、旧小学校区を基本単位とする6地区に集落支援員等職員の配置をし、支援する体制を整えることとしたものです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 地域のそういう声をしっかりと受け止めるということでございます。その部分、とても大事だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(ウ)に参ります。地域自治組織は、地域活動の活性維持に重要な存在であり、町は関わりを明確にし、地域自治組織とより緊密な連携を取りながら、地域活動の支援に取り組むことが必要としておりますが、関わりを、先ほども言われておりましたが、明確にするということは、具体的にはどのようにされていくのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町は、これまでも、委員の推薦や町の事業への協力、交付金による自治活動の支援など、自治組織と協力、連携、支援などの関係を持って取組を進めてきました。そのような重要なパートナーであったにもかかわらず、それらを明確にする規定がなかったもので、条例や規則を制定し、明確にすることにしたということござ

います。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今までなかったもので、そのために条例をつくって明確にしたということでございます。

それでは、(エ)のほうに行きます。個人への負担が大きくなってきている。町から地域への業務依頼を個人から地域自治組織に変えることで、特定の個人への負担を分散、軽減することが必要とされております。個人への負担を軽減することは大いにいいことであろうというふうに思っておりますが、業務依頼を自治組織に変えることが軽減につながるものなのか、実際には今までと変わらない個人が組織の中で役割を担っていくわけですから、この部分については、ちょっと疑問に思う部分がございます。その辺の理屈と申しますか、説明をいただきたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政区長や公民館長は、これまで自治組織に推薦してもらい、町はその人に町の非常勤特別職という形で業務を委嘱し、町は一括して、まずその人個人に業務をお願いしてきたということですので、来年度からは、個人ではなく自治組織に業務をお願いすることになりますので、自治組織では、会員の中で自由になる時間などに応じて町の業務を配分できるようになったり、まず1人で全ての業務をしなければならぬ従来の方法に比べると、個人の負担が軽減されるというふうに考えたものでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 考え方の違いなのかもしれませんが、恐らく町の中では、役割分担ということ、今までと同じような役員さんがやられることだろうというふうに想像します。今までと違うようなやり方というのは、またあるのかな、ちょっとその辺が疑問に思ったものですから、も

うちちょっとやはり本当に分担になるような具体的な案が、もし負担が軽くなるようなことを考えるのであれば、もう少し本当に具体的な案が必要なのではないかな。この辺については、やりながら、行政ともを相談しながらやっていければなというふうに思うところでございます。

(オ)でございます。普通交付税の縮減や町の貯金である財政調整基金の減少が進んでおり、町の財政が厳しくなっている中で、地域自治組織への支出も一層の取捨選択が必要としております。先ほどの(ウ)で、町が自治組織は地域活動の活性維持に重要な存在であると話されているとおり、まさに地域自治組織は地方創生の要であります。当然今後各地域自治組織自身も、維持、存続のために、地域資源や人材を駆使して、経済的なことも考えていくと、変わっていかなくてはならないのだろうというふうに思っておりますし、間違いないことだろうと思っております。

ただ、その知識や活動の仕方、その指導は、行政が担っていただかないとなかなか難しいのだろうというふうに思っております。そこまでやらないうちに、今取捨選択をここでうたってしまうということは、時期尚早なのではないかなと思っております。担当課等は、各地域自治組織に対して、様々な企画を練り、選択肢を提案する中で、地域とともに地方創生に挑戦していくことこそが今やるべきことではないのかなと思っておりますが、その部分についていかがでしょうか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

町の財政は、町村合併の優遇措置が終了し、厳しくなっており、事務事業の見直しは全てにおいて必要であり、聖域を設けることなく、必要性や優先度などを総合的に検討して取り組まなければならないことと考えております。自治組織に関することであっても、例外なく取り組まなければならないことと考えております。

各自治組織の状況は様々ですが、町としては、それぞれの自治組織が持っているノウハウや人的資源などの状況に応じて、適切に協力、提案、助言などをしていきたいと考えております。地域とともに地域づくりに取り組んでいく考えでございます。

以上です。

議長　高橋輝彦君。

6番　地域自治組織以外の取捨選択は当然あり得るのだろうと思いますけれども、この組織においては、今の段階では、その取捨選択の対象になるというのはまだちょっと早過ぎる、そんな気がしております。

次に参ります。(カ)からは、公民館という言葉が出てきますが、今でいう集会所のことを指します。行政からの説明時では公民館という言葉が使われておりましたので、今回はそのまま公民館という言葉でお話しさせていただきます。本来是集会所と言わなければならないのだろうと思いますが、私自身がちょっと混乱してしまうものですから、すみません、公民館という言葉でいかせていただきます。

(カ)です。多くの公民館で老朽化が進んでおり、44の全ての施設を町が支援し続けることは不可能となっており、抜本的な見直しが必要としていますが、44の公民館全ていたずらに建てられたものではないわけであります。地域の活動拠点、コミュニティーの中心の場として、また災害時等の避難場所として、地域住民、あるいはふるさとを離れた人たちの様々な思いの入った拠点でもあります。そういう意味で不可欠なものとして認識しております。

今回町の公民館維持のための処置としては、10年後までを見据えた修繕費ということで、町が8割、住民が2割負担ということで進められております。この負担割合であれば、各地域、様々な問題は抱えているものの、公民館の維持継続は考えられるのだろうというふうに思いますが、問題なのは10年後以降の負担についてであ

ります。地域住民の戸数も減少している可能性が高いと思われま。一戸一戸の負担はさらに増して、公民館維持をその時点で断念せざるを得ない状況も想定されます。公民館という活動拠点を維持することは、地域自治組織の維持と同等であります。

町は、地域自治組織は地域活動の活性維持に重要な存在であるというふうに言われると同時に、一方では44の公民館支援継続は、この時点で不可能だというふうな説明をされております。私は、この部分について、今この話を切り出されると、やはり矛盾を感じてしまうわけでございます。この辺の考え方の整理をどのようにすればよろしいのか、私自身悩んでおりますけれども、その部分、説明をお願いしたいというふうに思います。お願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

令和2年度3月議会において公民館廃止条例が可決となり、令和4年度から集会所としての管理について、現在各自治組織において、活用の在り方の検討がまず進められているということでございまして、答弁については集会所の名称を用いて行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。すみません。

各自治組織が今後の集会所の管理をどうしていくかを決めるに当たっては、向こう10年間を見据えて、管理をどうするか、その場合にどのような修繕が必要かという検討の目安として、10年間という期間を示したものでございます。各地区での説明会などでも話をしているとおり、10年後の自治組織の負担がどうなるかなどを今の時点で見込んでいたものではありません。10年が経過した時点で、それぞれの自治会の人口や集会所の状況などを踏まえ、改めて自治組織で検討していただくものであると考えております。

自治組織は、地域活動の活性維持に重要であり、その活動拠点としての集会所の重要性も認識しております。施設を管理する場合は、当該

施設に係る負担と便益のバランスも考える必要があることは言うまでもなく、集会所を維持することだけが目的になってしまうことがないよう、適切に管理、利用されなければならないと考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今集会所だけが維持できるようなことではうまくないというふうなお話もあつたのですけれども、組織を支援するのと私は同等だろうと思っております。ですが、今回の新しい条例のほうには、逆に集会所に関しては一切文言がございません。その点で、やはりすごく私は不安を感じる部分でございました。

未来永劫町が、公民館、いわゆる集会所を全部将来的に保障できるというふうなことは、私も、それはできないのだろうというふうに思っております。ここ10年で各自治組織が少しでも自立できるように、行政の指導の下、各自治組織が何らかの事業を始めるような、そんな取組が必要だろうと思っております。それが軌道に乗るまでは、できるだけ行政の支援が必要なのだろうというふうに思っております。そうすることで、公民館、いわゆる集会所の継続維持につながっていくのだろうというふうに考えます。また、それができなければ、町にとっても、町自体の存亡にも私は関わってくるのではないかなというふうに思っております。

そこで(キ)に行きます。町は、公民館を社会教育を推進する拠点に位置づけ、公民館長の廃止や維持管理経費等を負担する形で支援してきましたが、利用のほとんどは地区の集会施設としてであり、実態に合った見直しが必要としていますが、確かに従来から、公民館利用は主に地区の子供から高齢者までが集う集会施設でありました。

そして、この集会施設は、何よりも代え難い、とても尊いものを育んできたと私は感じております。それは、地域の育つ子供たちに対する、

最近よく町長が口にされておりますが、ふるさと愛の醸成であったろうというふうに思っております。公民館を通して、地域の大人たちがみんなで自然に子供たちを育ててきたことで、このふるさと愛は代々受け継がれてきました。この代え難い尊いものを次世代へと受け継いでいくためには、公民館いわゆる集会所は、活動拠点として不可欠だろうと思っております。これは、学校で育てるふるさと愛とはまた別格のものだろうというふうに思っております。町長、この部分についてどのようにお考えでしょうか。

議長 細井町長。

町長 これまでは、議員さんのその発言があるように、公民館はふるさと愛、やはり子供たちに対する地域で、子供たちを育てていくということを実践されてきた拠点であり、それを歴史的に受け継いできたところでございます。今それを集会所というふうな位置づけをしているわけでございますけれども、集会所はこの精神をそのとおり全く受け継いでいく拠点として活用されることに変わりはないものというふうに思っております。

行政と自治会の役割分担を明確にする上で整理したことであり、引き続きその機能、ふるさと愛を育成、育む拠点であるということには何ら変わりはない。そのような形の中で地域でも頑張ってもらいたいし、行政もそれを支援していくべきものというふうに認識しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 力強い言葉だったと思います。ありがとうございます。ただ、今回の西和賀町地域づくり組織条例には、一切公民館、集会所、先ほども言いましたけれども、その維持継続のための条文は盛り込まれておりませんでした。差異というか、開きを感じている部分はここでございます。活動拠点を集落支援センターが入る地区館に集約しようとしているということでしょうけれども、公民館、集会所という活動拠点のない地域づくりは、私は、これはあり得ないのだ

ろうというふうに思っております。その部分を条例で考慮すべきだったのではないかなというふうに思っております。もしそこに今踏み込んでしまうと、人口減少に歯止めをかけるどころか拍車をかけてしまうことになってしまうのではないかな。活動拠点を失う地域は活気を失い、衰退も早いというふうなことになってしまいます。

今この時点では、先ほど申し上げた各地域が自立できるような事業の取組を行い、軌道に乗るまでは手だてを施すべきだろうと考えます。町民に対し、地域自治の活動拠点維持のために、将来の住民の安心、安全な地域確保のために、何らかの形で文言で示していただければというふうに思っております。そして、住民とともに地方創生を目指すべきなのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集会所は、自治活動の拠点として重要なものであるというふうに考えております。今後も適切に維持管理されるよう、町としても取組を進めていく考えでございます。

地域づくり組織条例では、自治組織が取り組む事業として、住民間の交流や防災、健康や福祉の増進、生涯学習やスポーツ、地域文化の継承や創出などの事業を上げております。

集会所の維持管理は、自治組織の重要な取組ではありますが、地域づくり組織の事業そのものというよりは、地域づくり事業を実施するための活動場所を確保するためのものというふうに考えております。自治組織は、地域づくり事業を実施するために集会所の管理をするということで、今の条例を改正する必要はないというふうに考えているところです。

また、集落支援センターについては、旧小学校区を基本に6か所に設置することとしておりますが、区域内の中心的な施設の1つの部屋に集落支援員等を配置し、相談等に対応するとい

う考えですので、集約するという考えは持っているものではございません。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 集約するという考えを持っていることではないということをお聞きして安心しましたし、集会所としての活動拠点に対しても、言葉ではありましたが、支援するのだという言葉がいただきましたので、安心できるかなというふうに印象を持ちました。ありがとうございます。

次に、細井町政4期目の挑戦についてであります。細井町長は、去る8月中旬の新聞報道によりますと、来る11月の西和賀町町長選挙に向け、4期目に挑戦する決意を固めたというふうに伺っております。そこで、以下について通告に従って伺ってまいります。

(ア)です。これまで3期12年間、西和賀町町政を担い、様々な課題や事業に取り組まれてきたわけではありますが、総括として、成果と反省点を伺います。

また、その中でご自身が印象深い事業を何点か挙げるとすれば、どのようなものがあるか伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 3期12年間の町政の成果と反省、そして印象に残っている事業ということでしたので、特に印象に残っている事業を何点か挙げて、成果と反省ということで触れてみたいと思います。

高度成長期を過ぎまして、人口減少下で、これまで歴史的に経験のない社会全体のスケールが縮小の方向で進んでいます。これまでのいろいろな仕組みは、スケールが拡大していくことを前提に諸制度を活用して構築してきましたが、それら全てを維持していくことは難しくなっています。視点を変え、将来を見越し、実態に合わせた仕組みへとかじを切っていかなければならないと思っています。

町民所得向上のための産業振興では、6次産

業の西和賀町での代表であります株式会社湯田牛乳公社の経営再建ができました。大変経営危機に面していましたが、再建できたと、まだ途上ではございますけれども、と思っております。

そして、住民の命を守り、健康増進を進める拠点としての町立病院の建設と新たな運営に手がけるなど、成果であったと思います。これも内部改革、そして建設、全く生まれ変わった新しい病院ができて、住民に評価をいただいていると思っておりますが、大変な苦勞もあったのですけれども、結果としてはよかったのではないかなというふうに思っているところでございます。

逆に、高度成長期に手がけた事業の見直しは、町民サービスの適切なサービスの提供の面からも避けて通れるものではありません。オアシス館をはじめとする温泉施設の見直しや、沢内バーデンを運営していた第三セクターである株式会社エステックの清算などがあります。

沢内バーデンは、人口減少や新型コロナという感染症などによる利用者の大幅減少という決定的な激震に見舞われました。施設設置以来の経過年数の中で、設備の改修や人材の確保が難しく、経営会社、エステックを維持していくことが困難な状況に追い込まれました。

ちなみに、バーデンでは、年間を通し最も稼ぎどきの前年の年末年始、忘年会、新年会、法事の予約はほぼゼロの状態でありました。固定費、お客さんがいなくても必ずかかる経費は1か月約350万ほどであり、これ以上の損失には耐え難いとの見通しの下に、会社役員会で決断をせざるを得なかったものであります。

これまで約30年にわたり、自立的な経営努力により住民サービスに供していただきました。仮に経営資金の投入を続けるとすれば、町の建設投資計画など他の事業への影響も心配されることから、経営継続を断念したところであります。

なお、日帰り温泉は継続していますし、施設もそのままであることから、民間での経営者がいれば活用に供することができる状態にあります。

今後については、30年前に構想した志賀来開発計画を改めて見直し、将来に向けて新たな計画を検討していくべきと判断しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今湯田牛乳公社と町立病院の建設、それから沢内バーデンについての話がありました。

湯田牛乳公社経営再建、まだ途上ということではありますが、今や新設備の建築にまで至っており、町の代表企業であります。当時とすれば恐らく思い切った額の資金投入だったろうと思いますし、資金投入自体も危ぶまれたのではないのかなというふうに思われます。この部分、どのように乗り切られたのか伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 湯田牛乳公社は、今のプレミアムヨーグルトによって経営が画期的に飛躍する以前に、大変な経営危機に陥っておりました。正直申し上げまして、金融機関からは資金導入することができないという状況でもって、議会にお願いして、行政のほうから1億円の設備投資を増しただいて命をつないだということで、現在の牛乳公社があるということでもあります。

あのときにやはりアドバイザーボードを設置いたしまして、具体的に牛乳公社の内容を分析していただきました。それまでは一生懸命作って売るといって会社でありました。しかしながら、商品別のコスト、原価と販売価格がどうなっているか、要するにどの商品からどれだけの利益が取れているかというような経営分析というのがされていなかったわけでありました。それを実施していただきました。そうしますと、牛乳公社、会社のナンバーワン人気商品が会社経営を苦しめているということが分析の結果分かったわけです。したがって、これは画期的な経

過があったなというふうに思います。

人気商品、ナンバーワンの商品を改める、やめるというようなことは大変勇気の要ることでありまして、すぐはできなかったのですが、それをやらなければ会社の継続はあり得ないということを確認に伝えられたわけですから、それに着手せざるを得ないという状況になって、会社、現場のほうに覚悟のほどを確かめたわけでございます。

その分析のときには、人件費の削減、自社配送によるコスト削減、それから一般管理費の削減、不採算部門の改善、要するに取引先を見直す、それから不採算商品の廃止ということで、年間で4,000万円の経費を削減すべき、できるかどうか。これが現場で着手できなければ、この会社はもうありません。これを実現できれば、着々と将来に向かってヨーグルトの生産を増やしていけば、確実に再起できます。そのヨーグルトの生産が約30%まで、会社の総販売額の30%までいったら、この会社は黒字で運営していくことができますという分析を突きつけられたわけございまして、その覚悟を会社の現場に突きつけたわけでございます。大変苦しい選択でございましたが、会社の現場のほうは、必ずこれをやり遂げるといって答えを出したために、私は議会にお諮りして、何とか設備投資資金を融資してくれというお願いをして、可決ただいて、現在があるわけでございます。

ちなみに、これを着々と実施したわけですし、ヨーグルトの生産が総販売額の27%まで来たときに黒字転換をして、どんどん、どんどん全国から注文が入るようになって、生産が追いつかないということで、新工場の建設が必要ということで、今年、建設、完成、竣工ということに至ったものでございます。

これはやはりこういう会社経営についてのしたたかな経営分析と、それを成し遂げた現場の力、これが相まってできたものでございまして、またそれを応援してくれた行政、議決してくれ

た議会の皆さんによって、今会社が残っているということが言えるというふうに思います。

劇的な変貌を成し遂げたということがありますが、まだまだやはり確実にってはおりませんので、今後の経営努力はさらに続けなければいけないというふうに思っているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 これはやはり町長にとっても、当然印象深いことだったろうなというふうに、今お話を聞いて思っております。人気商品が一番経営を駄目にして、本当にこれを聞いたなら再建しようと思うかどうか、よくご決断なさったなというふうに感じております。

町立病院の建設と新たな運営という成果のお話がありました。町立病院の建設は町民が懇願したものであって、町長が掲げた政策のトップ課題だったと記憶しております。しかも優秀なドクターや看護スタッフの確保は、とても当町のような町がなし得ることは困難なことだったのではないかなと思っております。当時の裏事情などをできる範囲で、もしよろしければ伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 着手した当時のことというのは、ちょっと整理、それができていませんし、今全てを話せないとは思いますが、確実に記憶に残っているのは、やっぱり病院改革をしなければいけないということでありました。ある町民から私に対して手紙があったわけです。普通はいろんなことを言うのに匿名が多いのですが、その方は確実に自分の名前を記載して、町長の私に手紙を書きました。さわうち病院はこうだぞと。これをちゃんと改革しろというような内容の手紙でございました。

また、それが事実であるかどうかということ私は自分で確かめなければいけないなというふうに思って、病院のお医者さん、院長招聘する前に着手したことですけれども、お医者さん

以外の全スタッフと、ほとんど全ての方と一対一の個別面談をいたしまして、どのような気持ちで働いているのかということ聞き取りいたしました。そうしたら、スタッフの皆さんも本当に患者さんのために一生懸命、こういうふうに頑張っているというように、ほとんど全ての方がそのように私に申されましたし、一生懸命頑張っているのだなというふうに思ったのです。

ところが、病院を利用されている患者さんたちから見ると、それがそのように伝わってはいなかったわけです。ですから、そのときに私が着手した手法は、内部改革は、これ何ぼ勉強会やっても無理だから、外部からキャリアの総師長クラスのスタッフを招聘して、根本的な感覚を変えていかなければ、この病院は改革できないなという思いで、キャリアの総看護師長2人を招聘して、改革に乗り出しました。これがやはり本当に現場の人たちには苦勞をかけたと思っておりますけれども、画期的な取組成果だったというふうに私は思っています。

その後、医師、院長、スタッフにも恵まれて現在に至るわけですが、その前段で、やはりそういう看護スタッフほか含め全スタッフの病院の就業に対する意識改革が功を奏して、住民の評価をいただいているのではないかなというふうに思います。改めて聞いてみる必要もあるかと思いますが、私はそのように受け止めて、よかったなと思っております。

ちなみに、そのときに業務改革をしてくれた総看護師長さんは、院長先生から評価されて副院長に就任されたので、大変感謝しているところでございます。

議長 高橋輝彦君の質問が午後4時までに終わらない場合は、終わるまで会議時間の延長を行います。

高橋輝彦君。

6番 今裏事情、大分お話しいただいたと思っております。話せる範囲を超えたのかなという

ような思いもございますが、やはり看護スタッフに外部スタッフを入れたというのは、すごく大変な決断だったのだろうな、現場の人たちにとってもやはり大変な思いをされたのだろうな、ご苦労されたのだろうなというふうな思いをいたしております。

もう一つは、沢内バーデンの一部撤退についてお話をいただいております。これは反省点ということでお話いただいたのだろうなというふうに思っておりますが、まだ最終的な決着がついていない案件でございますので、質問は控えさせていただきますが、旧沢内地区の唯一の温泉旅館ということで、町はぎりぎりまで資金投入をして継続を試みたわけですけれども、かなわなかったのかなというふうなことでございます。

ただ、今は日帰り入浴だけはできております。逆に、これは一つの、私は町民にとっては成果だったのではないかなというふうに思っております。

(イ)に行きます。今現在特に優先して取り組んでいる課題や事業は、どのようなものがあるのか伺います。

議長 細井町長。

町長 国道107号の通行止めにより、生活、経済に大きな影響を受けています。迂回路がありませんので、なめとこラインの早期完成が急がれます。この早い完成と通年通行を可能とする道路整備が優先課題と認識しております。住民の安心、安全の生活のための基盤整備が急がれると思っております。

また、公民館から地域の集会所になりますが、地域と行政の新たな契約行為の下で、一括交付金や集落維持の制度を有効活用し、自立と協働の集落形成で、安心の暮らしを確保しなければならないと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今2点についてお話があったと思っております。国道107号線、それから地域の集会所

ということでございますが、地域の集会所については先ほどやらせていただきましたので、国道107号線について、これに関する復旧事業や抜本的な事業に関しても、細井町長が中心となって期成同盟会等を立ち上げられております。町長がお持ちの能力、広い人脈などを駆使していただいて、どうか早期解決に導いていただきたいなというふうに思っております。その部分に対する町長の思いと伺いますか、意欲をお聞きしたいなというふうに思いますが。

議長 細井町長。

町長 これは一応インフラ整備の道路でございますので、点ではなくて線あるいは面の整備になります。したがって、これは1つ西和賀だけの力ではなくて、つながりのある横手市、北上市の力も一緒に共同で取り組む必要があるというふうに思っております。おかげをもちまして、横手市も北上市も全力を挙げてこれを応援する、そして107号線の重要性を認めていただいておりますので、かなりのエールをいただいております。

ただ、何せ事が大きいものですから、物理的に相当の時間を要するという事は確実に言えるだろうというふうに思いますが、その中でも画期的に新たな方向性を早く見出して、それをお示しできるようにしなければいけないと考えております。

今回も改めて思い知らされましたが、この奥羽山系の中にあつて迂回路がないと、1つの道路が駄目ならば迂回路がないということであります。したがって、この地域から、横手、北上に行く道路、そして盛岡に行く道路、さらにそこに花巻に行く道路ができれば、まずこの状況の中では一つの大きな成果になるだろうと思っておりますので、その目標突破しなければいけないというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

(ウ)に参ります。上記で伺った課題や事業は、当然重要案件であり、今後も取組が継続されていくことと思っておりますが、それ以外で今後西和賀町が取り組むべき課題や事業を伺います。

議長 細井町長。

町長 これは、先ほどの和子議員さんからも発言あった人口減少下では、Uターン、Iターンの人材をどう確保していくかということにも関連してくるのですけれども、ここに生まれ育った人がふるさとを愛し、発展のために活躍することが期待できるよう、ふるさと愛を育む教育を推進し、人を育てなければならないと思っています。地域の歴史や資源の有効性をさらに学ぶことが不可欠だと思っております。

また、ほかの地域の人にも西和賀で生きる道を選んでいただけるよう、全国レベルに匹敵できるデジタル化社会への対応もしっかりと進めていくことが肝要と思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今デジタル化社会への対応という言葉が出てまいりました。その対応というのはどのような社会をイメージされているのか、少し具体的にお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 今の政府がデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というのが現政府によって示されたわけでございます。このビジョン実現のためには、町の役割は大変重要でありまして、町が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるものであります。これは、国が指導的な役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組むことが必要でありまして、西和賀町でも遅滞なく取組を進めていく必要が

あると、不可欠であるというふうに考えております。

自治体のデジタルトランスフォーメーションの重点取組事項でありますけれども、自治体の業務システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などの取組を進めて、いわゆるデジタル技術で町が保有しているデータを積極的に活用して、利用者である住民目線に立った業務の効率化、新たな価値を創出して、住民サービスを提供していくというものでございます。

分かりやすく言いますと、あらゆる手続が役場に行かなくても自宅ですることができる時代が間もなく来るということで、それに対応していくということでもあります。自宅でパソコンを使って、マイナンバーカードを使って、行政手続を済ませてしまうということです。したがって、役場に行って、申請書の提出とかは要らないよという時代が間もなく来ます。それに対して、行政も、そして住民の皆さんもそれをクリアできるような体制を整えていくと、準備をしていくということが大事だというふうに思います。

ですから、我々は西和賀が持っているこの大自然のすばらしさをしっかりと確保するとともに、そういう先進技術も取り入れて、そういう社会を築き上げることが大事だというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。昔夢に描いていたような近未来がどんどん近づいているのだなというふうな印象を受けました。何か緊張してくるような面持ちでございます。

(エ)に参ります。最後です。町長という職務はかなり激務であると認識しております。当然心身ともに健全でないと務まらないものと思っております。その点について、自信はお持ちであるのか、またその辺の意欲を伺いたしたいと思います。

議長 細井町長。

町長　　私は現在71歳になります。70歳代に突入し、60歳代以下の若さでも70歳代後半の後期高齢でもない、心身ともに70歳代前半を謳歌しております。眼科など定期の健康診断で指導を受けておりますけれども、今のところ特に治療を要するような状態ではなく、業務に対応できる健康は維持できております。日々の食事と運動に気を配りながら、今後も健康づくりにこだわり、活力あふれる日々を過ごしてまいる所存であります。

議長　　高橋輝彦君。

6番　　健康的には非常に問題なしということでございます。やはり激務ということに対しては、身体と精神のバランスが非常に大事だろうというふうに思っております。体が大丈夫だということは、精神的にも安定しておられるのだろうなというふうに推察いたします。

今後も健康に留意されて、町のために、町民のために、ご尽力賜りたいなというふうに思います。

以上です。終わります。

議長　　以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

午後　4時07分　散　　会